

## 様式第三十七（第13条関係）

### 変更後の認定新事業活動計画の内容の公表

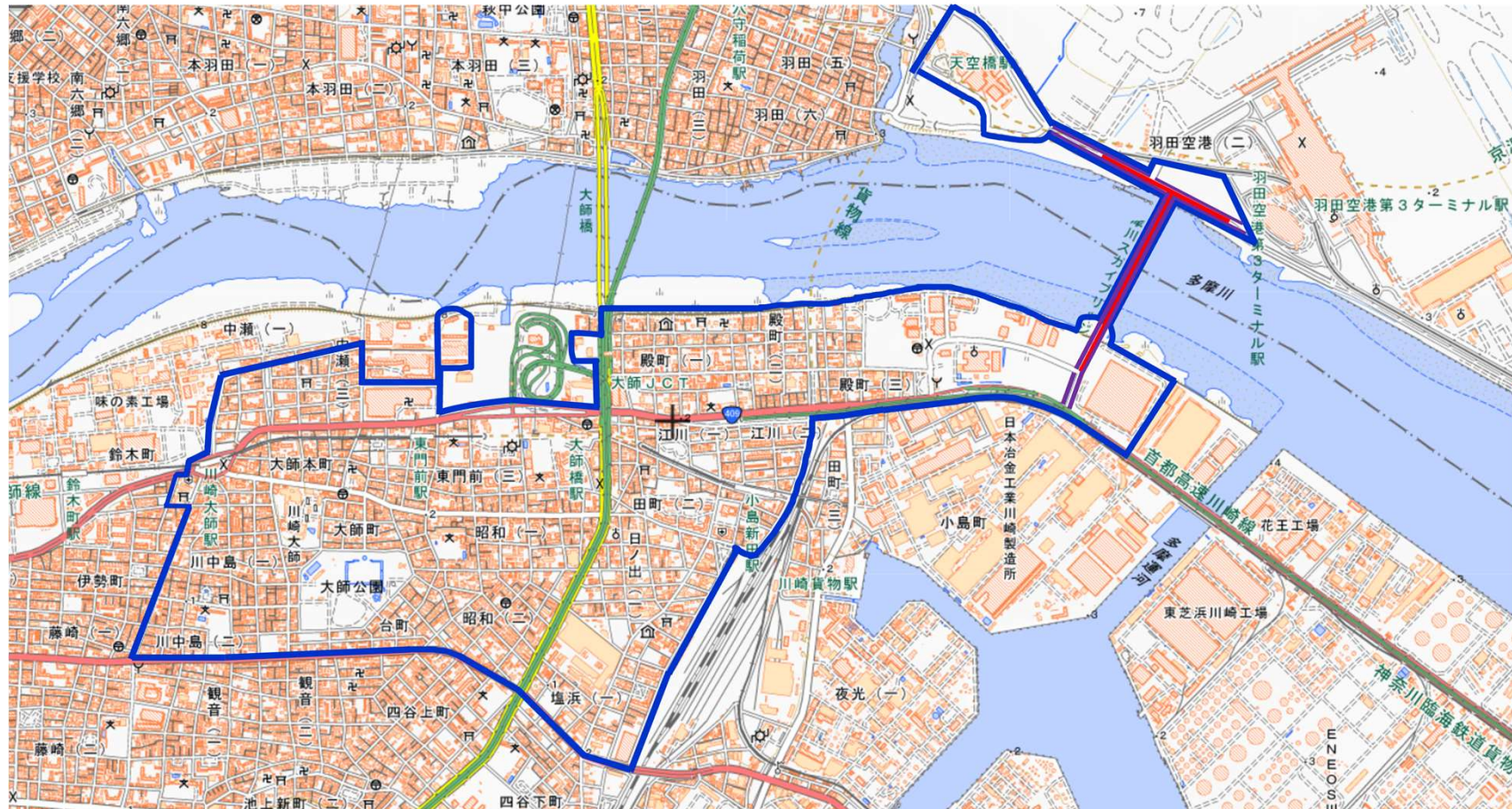
1. 変更認定をした年月日  
令和5年5月19日
2. 変更後の認定新事業活動実施者名  
株式会社サンオータス
3. 変更後の認定新事業活動計画の目標  
ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。
  - 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行う。
  - 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進。
  - 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立を行う。
  - 電動キックボードが都県境をまたがり、多摩川スカイブリッジを安全に走行でき、かつ移動手段としての役割が果たせる事の検討を行う。
4. 変更後の認定新事業活動計画の内容
  - (1) 新事業活動に係る事業の内容  
下記(2)に記載するエリア内で、利用者に対して、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。
  - (2) 新事業活動を行う場所の住所  
東京都大田区の一部、神奈川県川崎市の一部、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町
  - (3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容  
新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1)、2)、3)をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。
    - 1) 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
    - 2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
    - 3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。(一定の基準の内容)
    - ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。
      - (ア) 長さ 140センチメートル
      - (イ) 幅 80センチメートル
      - (ウ) 高さ 140センチメートル
    - イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。
      - (ア) 原動機として、電動機を用いること。
      - (イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

(ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 変更後の新事業活動の開始時期及び終了時期  
令和4年7月～令和5年6月

## 新事業活動の実施区域図（神奈川県川崎市～東京都大田区）

株式会社サンオータス



※2022/4/28 現在 今後変更の可能性あり

出典：国土地理院ウェブサイト(www.gsi.go.jp)、地理院地図データをもとに弊社作成

### 青枠：実証エリア 紫線：自転車道

環状8号線  
東京都大田区羽田空港2丁目1番～東京都大田区羽田空港2丁目6番  
川崎市道・多摩川スカイブリッジ  
神奈川県川崎市川崎区殿町3丁目2番5号～東京都大田区羽田空港2丁目8番

### 赤線：特例対象外区間 ※拡大図参照（2枚目）

多摩川スカイブリッジ（自転車道を除く車道）※自転車道のみ通行可  
神奈川県川崎市川崎区殿町3丁目2番25号～東京都大田区羽田空港2丁目8番  
空港内道路（多摩川スカイブリッジに接続する高架道路）※環状8号線の地上部道路は通行可  
東京都大田区羽田空港2丁目6番～東京都大田区羽田空港2丁目11番

普通自転車専用通行帯：対象なし



## 多摩川スカイブリッジ周辺拡大図

### 赤線：特例対象外区間

多摩川スカイブリッジ（自転車道を除く）  
神奈川県川崎市川崎区殿町3丁目25番25号  
～東京都大田区羽田空港2丁目8番

※自転車道のみ通行可

※羽田側の多摩川スカイブリッジへの昇降は、  
エレベーターを利用

### 空港内道路

（多摩川スカイブリッジに接続する高架道路）

※環状8号線の地上部道路は通行可

東京都大田区羽田空港2丁目6番

～東京都羽田空港2丁目11番

### 紫線：自転車道

川崎市道・多摩川スカイブリッジ  
神奈川県川崎市川崎区殿町3丁目25番  
～東京都大田区羽田空港2丁目8番

### 環状8号線

東京都大田区羽田空港2丁目1番

～東京都大田区羽田空港2丁目6番





## 新事業活動の実施区域図（神奈川県横須賀市全域）

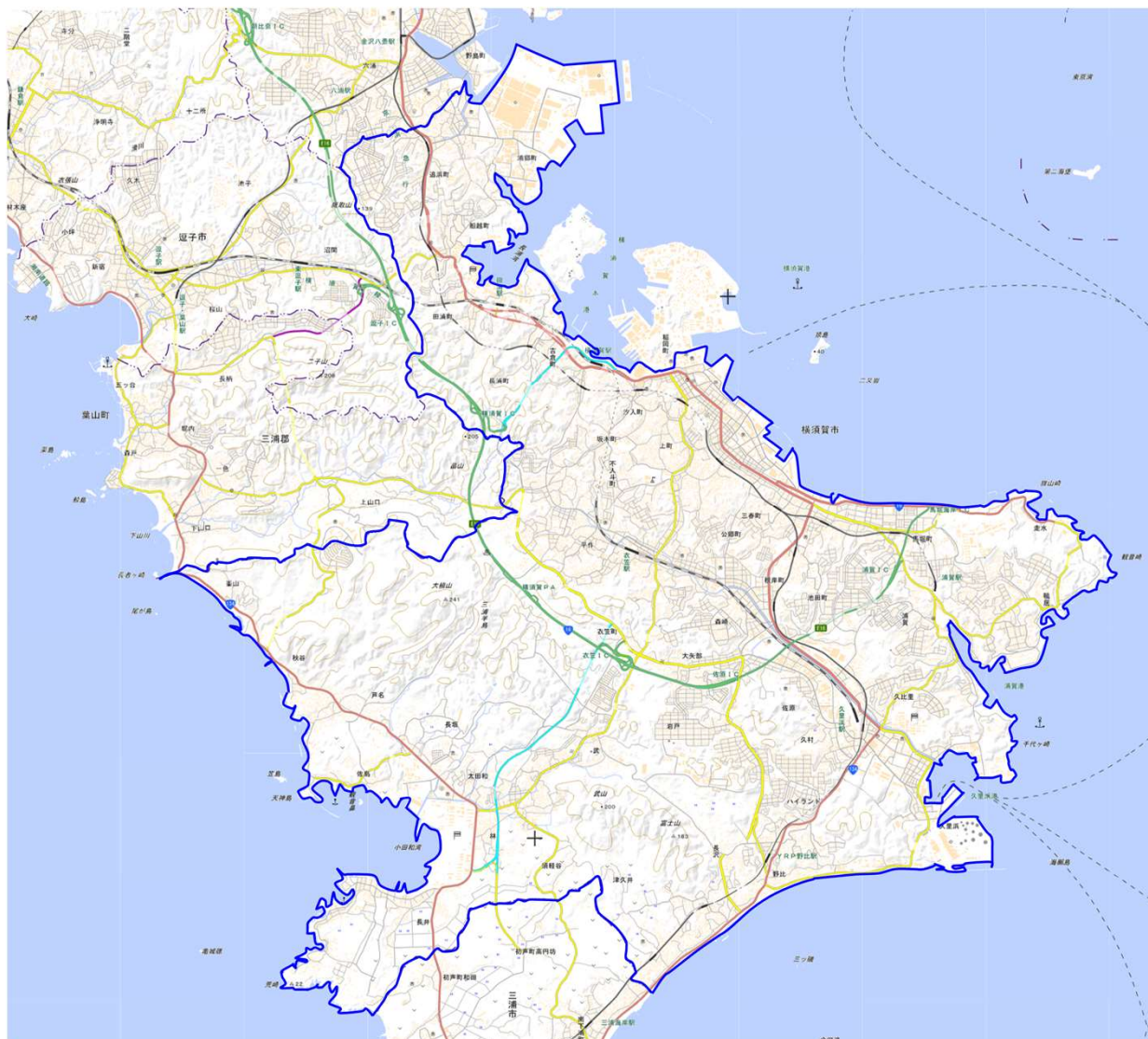
株式会社サンオータス

青枠：実証エリア

普通自転車専用通行帯：対象なし

特例対象外区間：対象なし

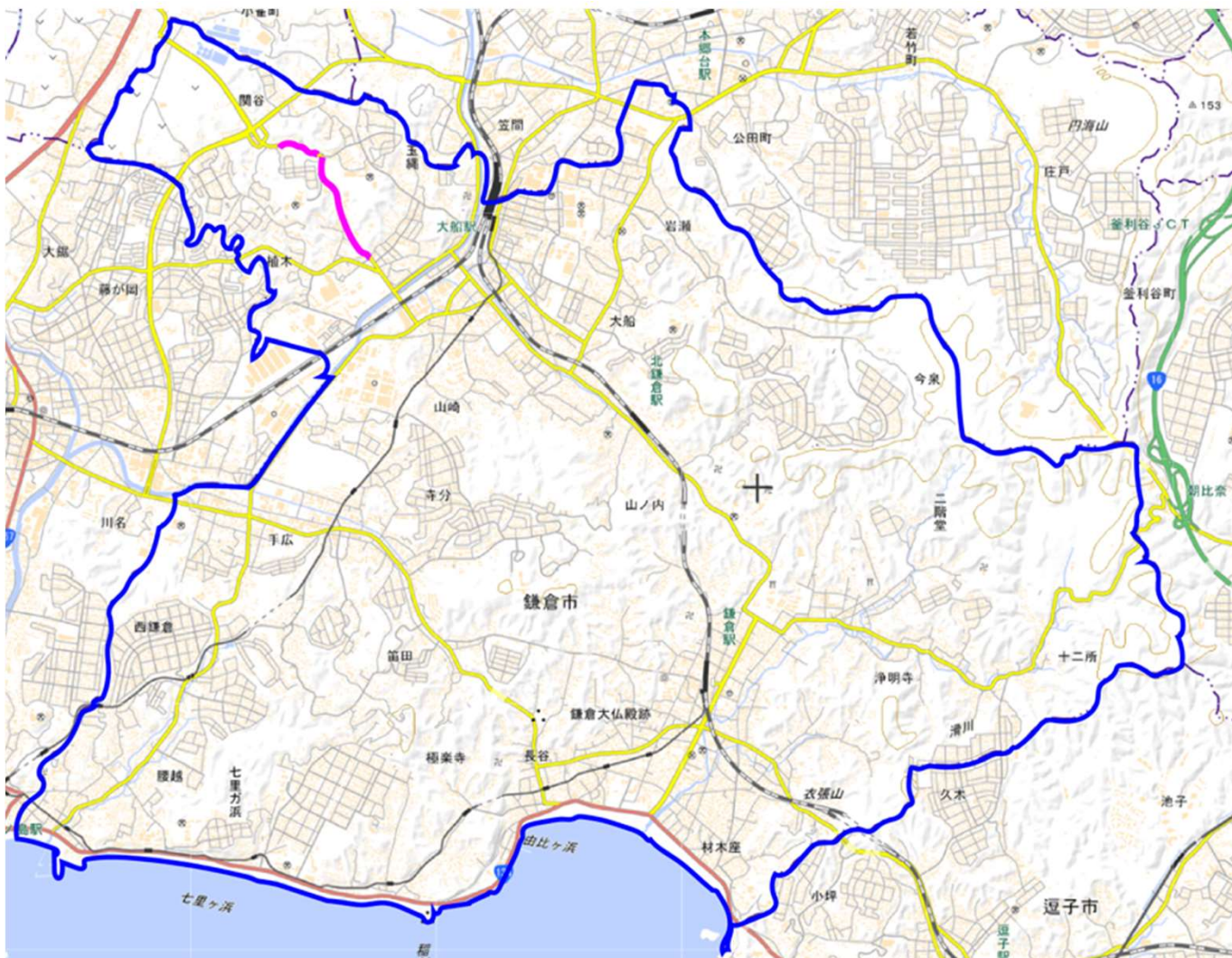
※2022/9/9 現在 今後変更の可能性あり



出典：国土地理院ウェブサイト(www.gsi.go.jp)、地理院地図データをもとに弊社作成

## 新事業活動の実施区域図（神奈川県鎌倉市全域）

## 株式会社サンオータス



青線:実証エリア

ピンク線:普通自転車専用通行帯

県道阿久和鎌倉 鎌倉市城廻66から鎌倉市玉縄3-728まで

特例対象外区間:対象なし

出典:国土地理院ウェブサイト([www.gsi.go.jp](http://www.gsi.go.jp))、地理院地図データをもとに弊社作成



## 新事業活動の実施区域図（神奈川県藤沢市全域）

株式会社サンオータス



青線:実証エリア

紫線:自転車道

藤沢駅辻堂駅線 藤沢市藤沢438から藤沢市藤沢1035まで

ピンク線:普通自転車専用通行帯

都市計画道路 藤沢市辻堂元町6-58から藤沢市辻堂元町6-48まで

藤沢市辻堂元町6-17-10から藤沢市辻堂元町6-57まで

市道 藤沢市本町3-14-16から藤沢市藤沢496-1まで

藤沢市藤沢496から神奈川県藤沢市鵠沼神明1丁目まで

県道 藤沢市辻堂太平台2-13-25から藤沢市辻堂東海岸1-1-38まで

藤沢市辻堂元町4-3-36から藤沢市辻堂元町6-10-10まで

市道 藤沢市本鵠沼2-18-21から藤沢市鵠沼海岸4-7-34まで

藤沢市鵠沼海岸4-8-14から藤沢市本鵠沼4-6-1まで

市道 藤沢市鵠沼東4-6から藤沢市鵠沼東3-1まで

藤沢市鵠沼東2-3から藤沢市鵠沼東2-5まで

藤沢市鵠沼石上2-5-3から藤沢市鵠沼橋1-4-14まで

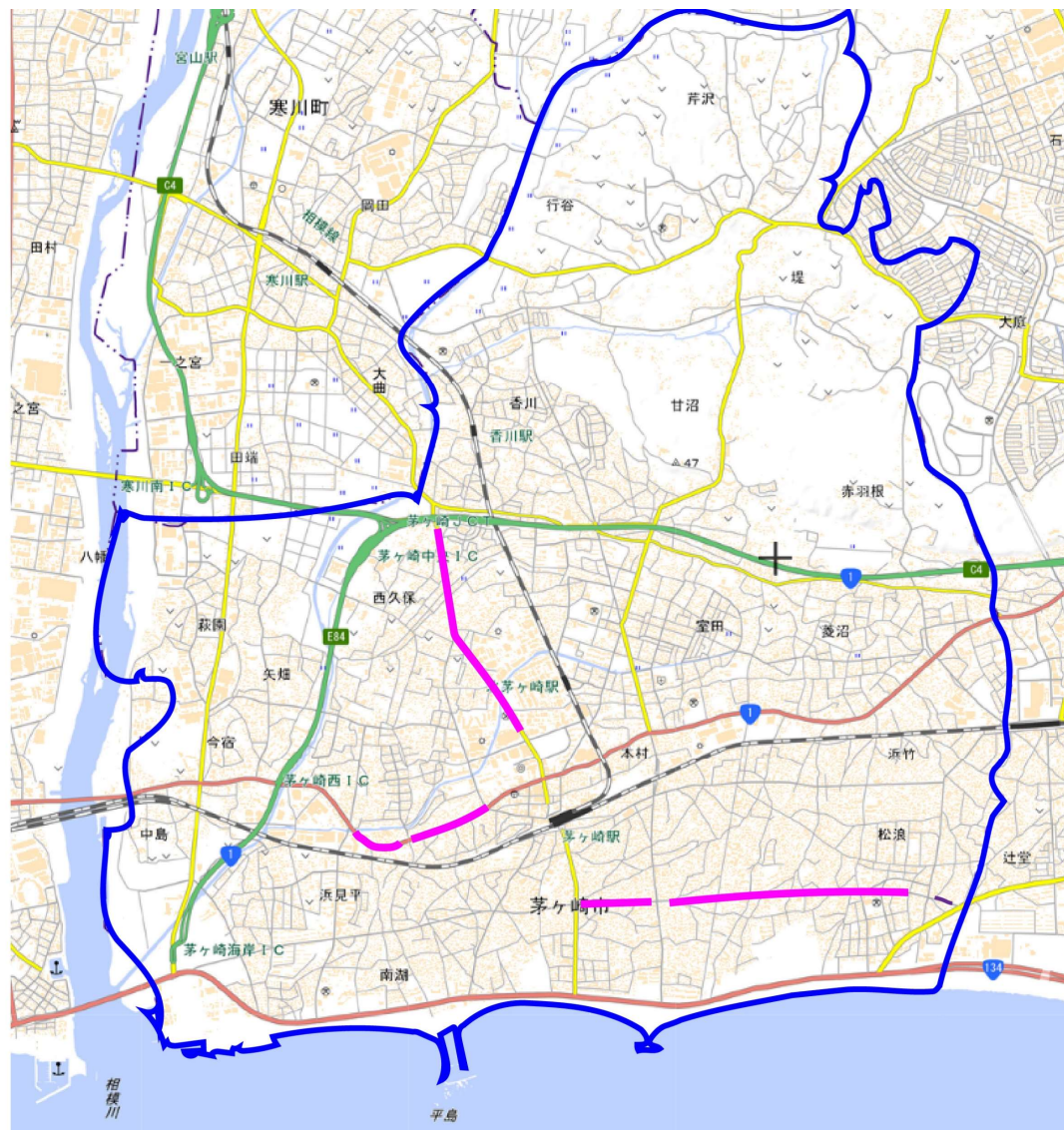
特例対象外区間:対象なし

出典:国土地理院ウェブサイト([www.gsi.go.jp](http://www.gsi.go.jp))、地理院地図データをもとに弊社作成



## 新事業活動の実施区域図（神奈川県茅ヶ崎市全域）

## 株式会社サンオータス



青線:実証エリア

ピンク線:普通自転車専用通行帯

- 県道丸子中山茅ヶ崎 茅ヶ崎市茅ヶ崎3-4から茅ヶ崎市矢畑1438-1まで  
 一般国道1号 茅ヶ崎市十間坂1-5-1から茅ヶ崎市十間坂2-3-26まで  
 茅ヶ崎市南湖1-1-30から茅ヶ崎市南湖1-6-22まで  
 茅ヶ崎市南湖1-7-15から茅ヶ崎市南湖1-9-8まで  
 茅ヶ崎市南湖1-7-15から茅ヶ崎市南湖1-9-8まで  
 茅ヶ崎市十間坂3-19-15から茅ヶ崎市十間坂3-1-24まで  
 県道丸子中山茅ヶ崎 茅ヶ崎市円蔵2433-2から茅ヶ崎市西久保785まで  
 茅ヶ崎市西久保1527から茅ヶ崎市茅ヶ崎3-1-70まで  
 市道 茅ヶ崎市浜須賀6-25から茅ヶ崎市浜須賀1-44まで  
 茅ヶ崎市浜須賀1から茅ヶ崎市浜須賀6まで  
 茅ヶ崎市平和町6-20から茅ヶ崎市松が丘2-9-42  
 茅ヶ崎市松が丘2-8-24-13から茅ヶ崎市平和町4-26まで  
 茅ヶ崎市松が丘1-8-21から茅ヶ崎市松が丘1-10-6まで  
 茅ヶ崎市松が丘1-7-34から茅ヶ崎市松が丘1-7-18まで  
 茅ヶ崎市東海岸北5-16-22から茅ヶ崎市東海岸南5-1-19まで  
 茅ヶ崎市東海岸北5-6-28から茅ヶ崎市東海岸北5-15-19

特例対象外区間:対象なし

出典:国土地理院ウェブサイト(www.gsi.go.jp)、地理院地図データをもとに弊社作成



## 新事業活動の実施区域図（神奈川県逗子市全域）

株式会社サンオータス



青線:実証エリア

特例対象外区間:対象なし

出典:国土地理院ウェブサイト(www.gsi.go.jp)、地理院地図データをもとに弊社作成



## 新事業活動の実施区域図（神奈川県三浦市全域）

株式会社サンオータス



青線:実証エリア

特例対象外区間:対象なし

出典:国土地理院ウェブサイト([www.gsi.go.jp](http://www.gsi.go.jp))、地理院地図データをもとに弊社作成

## 新事業活動の実施区域図（神奈川県三浦郡葉山町）

株式会社サンオータス



青線:実証エリア

特例対象外区間:対象なし

出典:国土地理院ウェブサイト(www.gsi.go.jp)、地理院地図データをもとに弊社作成



## 様式第三十七（第13条関係）

### 変更後の認定新事業活動計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日

令和5年5月19日

2. 変更後の認定新事業活動実施者名

SWING株式会社

3. 変更後の認定新事業活動計画の目標

ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。

- 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行う
- 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の推進
- 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立

4. 変更後の認定新事業活動計画の内容

（1）新事業活動に係る事業の内容

下記（2）に記載するエリアにおいて、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立をする。

（2）新事業活動を行う場所の住所

東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、江戸川区

（3）規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1）、2）、3）をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。

- 1）貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- 2）貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
- 3）当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

（一定の基準の内容）

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

（ア） 長さ 140センチメートル

- (イ) 幅 80センチメートル
- (ウ) 高さ 140センチメートル
- イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。
  - (ア) 原動機として、電動機を用いること。
  - (イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
  - (ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 変更後の新事業活動の開始時期及び終了時期  
令和4年7月～令和5年6月



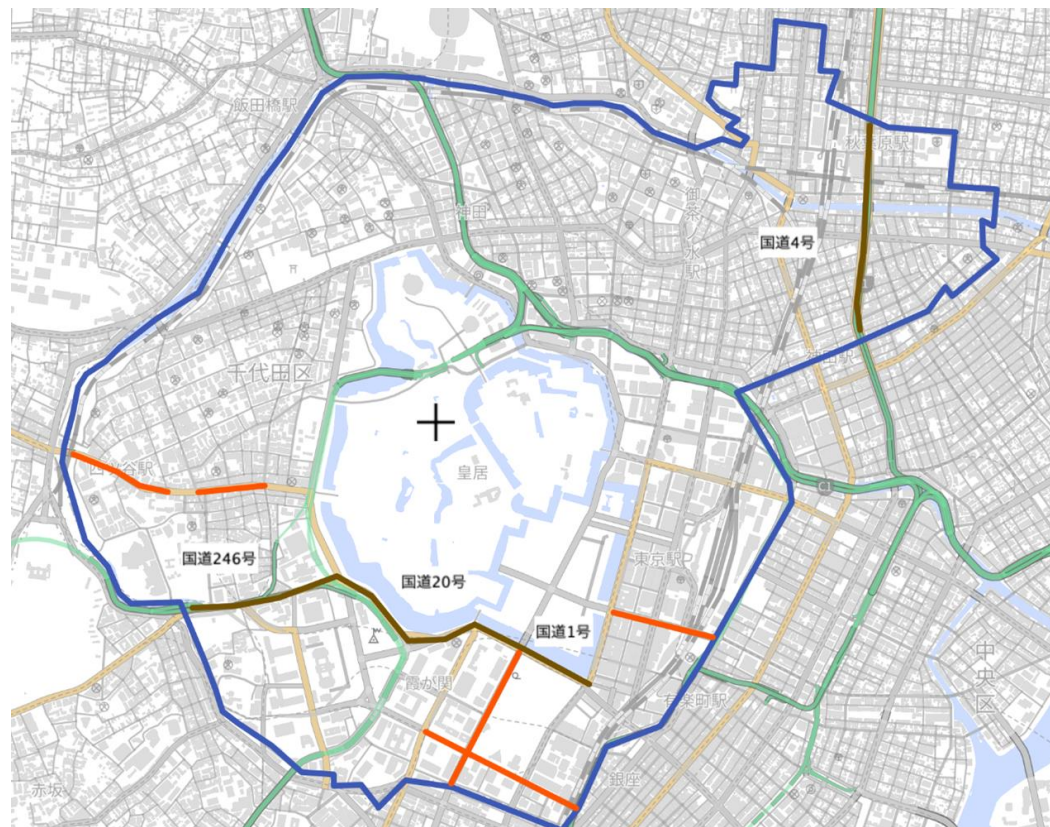
# 新事業活動計画

## ～実証の対象エリア～

SWING株式会社

# SWING株式会社 実証エリア/東京都千代田区

# SWING



- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯

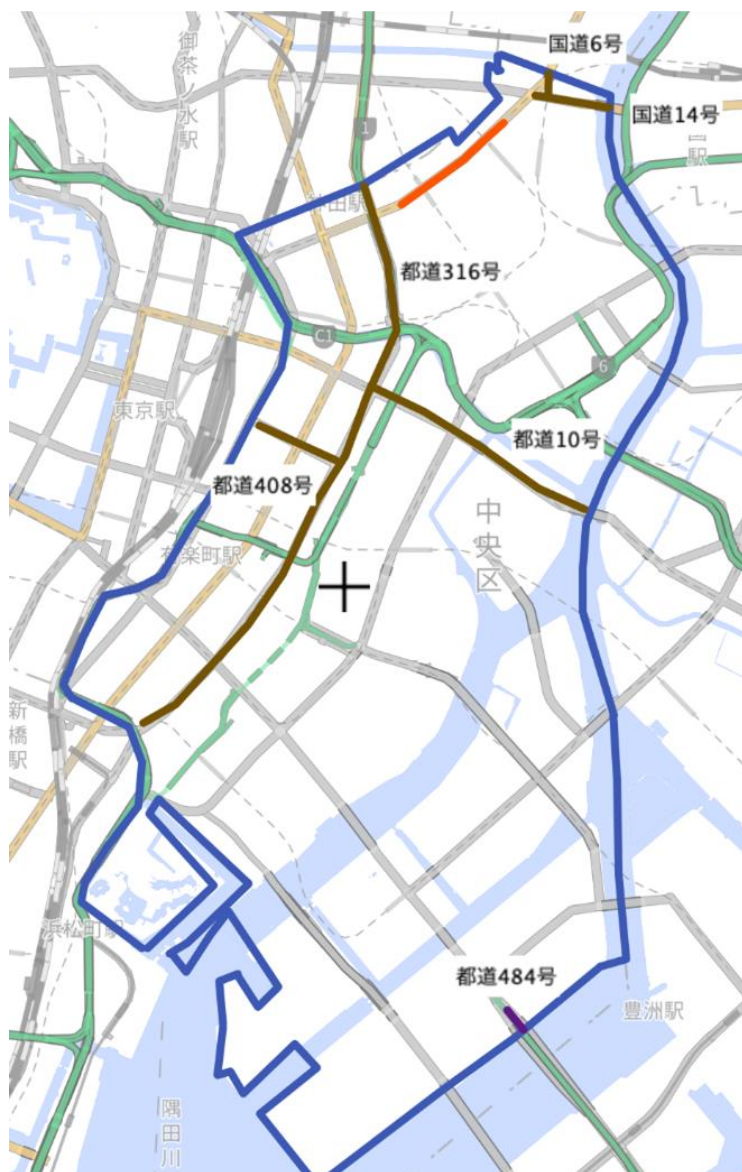
|         |        |                                                         |
|---------|--------|---------------------------------------------------------|
| 特例対象区間外 | 国道4号線  | 千代田区神田和泉町1丁目3番（台東区境）～千代田区岩本町1丁目                         |
|         | 国道20号  | 千代田区永田町1丁目8番（国道246号と接続）～千代田区霞ヶ関2丁目1番（国道1号と接続）           |
|         | 国道1号   | 千代田区霞ヶ関1丁目1番（国道20号と接続）～千代田区日比谷公園1番（日比谷交差点は特例対象区間には含まない） |
|         | 国道246号 | 千代田区永田町2丁目18番（港区境）～千代田区永田町1丁目8番（国道20号と接続）               |

|            |       |                                                                                                                              |
|------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 普通自転車専用通行帯 | 祝田通り  | 千代田区霞ヶ関1丁目2番3号～千代田区霞ヶ関1丁目1番1号<br>千代田区日比谷公園1番6号～千代田区内幸町2丁目1番1号                                                                |
|            | 国会通り  | 千代田区内幸町1丁目5番2号～千代田区霞ヶ関1丁目3番1号<br>千代田区霞ヶ関1丁目2番1号～千代田区霞ヶ関1丁目2番1号<br>千代田区日比谷公園1番5号先～千代田区内幸町1丁目1番3号                              |
|            | 鍛冶橋通り | 千代田区丸の内3丁目5番1号～千代田区丸の内3丁目2番北西角<br>千代田区丸の内2丁目1番1号～千代田区丸の内2丁目7番1号                                                              |
|            | 国道20号 | 千代田区麴町2丁目1番北東角～千代田区麴町3丁目1番13号<br>千代田区麴町5丁目1番北東角～千代田区麴町6丁目1番北側<br>千代田区麴町6丁目6番南側～千代田区麴町5丁目4番南東角<br>千代田区麴町3丁目2番南側～千代田区麴町2丁目4番1号 |



# SWING株式会社 実証エリア/東京都中央区

# SWING



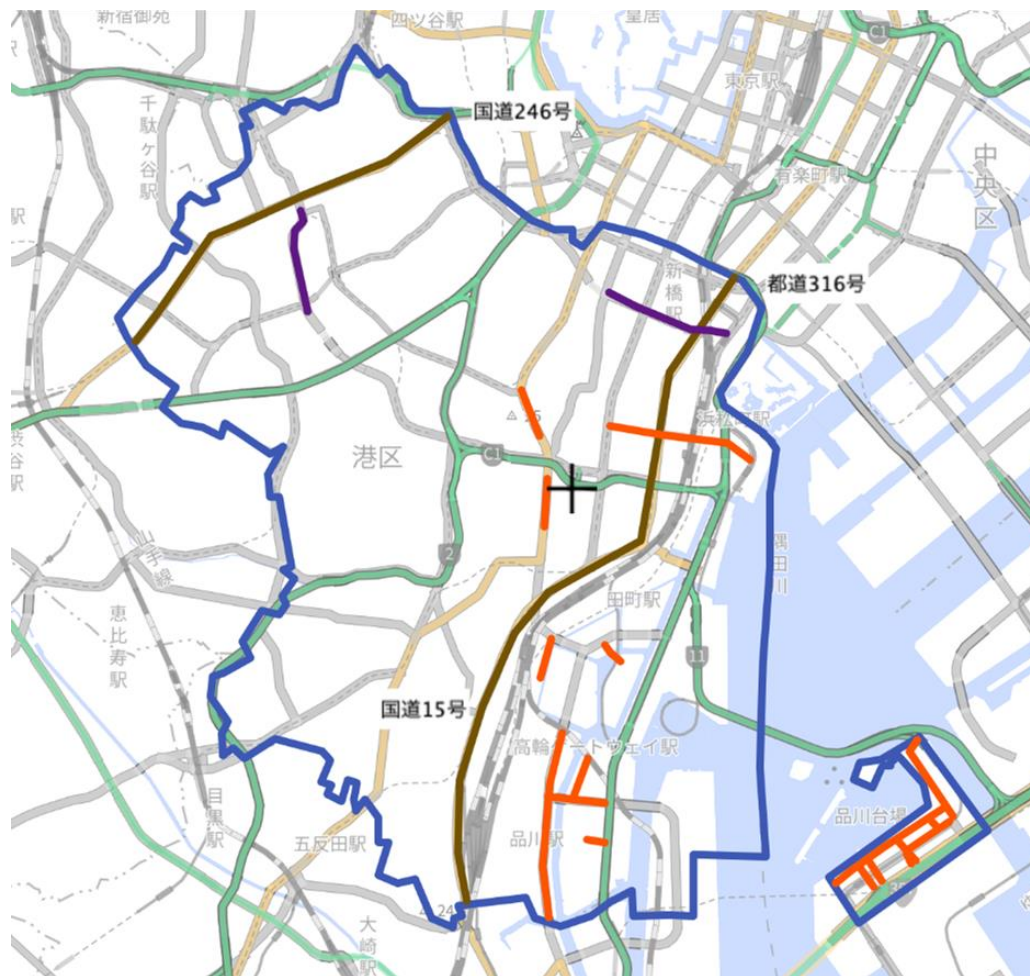
- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯
- 自転車道

|            |               |                                                                                                                                              |
|------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特例対象区間外    | 都道316号（昭和通り）  | 中央区銀座8丁目15番（港区境）～中央区日本橋本町3丁目8番（国道4号と接続）                                                                                                      |
|            | 国道4号（昭和通り）    | 中央区日本橋本町4丁目9番（都道316号と接続）～中央区日本橋本町4丁目12番（千代田区境）                                                                                               |
|            | 都道10号（永代通り）   | 中央区日本橋2丁目15番（江戸橋一丁目交差点は特例対象外区間に含む）～中央区新川1丁目31番（江東区境）                                                                                         |
|            | 都道408号（八重洲通り） | 中央区八重洲2丁目1番（八重洲中央口前交差点は特例対象外区間に含まない）～中央区京橋1丁目11番（京橋一丁目交差点は特例対象外区間に含む）                                                                        |
|            | 国道14号         | 中央区東日本橋2丁目16番（国道6号と接続する浅草橋東交差点は特例対象外区間に含む）～中央区東日本橋2丁目25番（墨田区境）                                                                               |
|            | 国道6号          | 中央区東日本橋2丁目27番（浅草橋南詰交差点は特例対象外区間に含まない）～中央区東日本橋2丁目26番（浅草橋東交差点は特例対象外区間に含む）<br>中央区日本橋横山町12番（浅草橋交差点は特例対象外区間に含まない）～中央区日本橋横山町10番（浅草橋東交差点は特例対象外区間に含む） |
| 普通自転車専用通行帯 | 国道6号（国道）      | 中央区日本橋馬喰町1丁目7番1号先～中央区日本橋馬喰町1丁目10番8号先<br>中央区日本橋小伝馬町4番2号先～中央区日本橋小伝馬町15番15号先<br>中央区日本橋小伝馬町14番10号先～中央区日本橋小伝馬町14番4号先                              |
| 自転車道       | 都道484号線（環二通り） | 中央区晴海5丁目7番先～中央区晴海5丁目豊洲大橋上（江東区境）                                                                                                              |



# SWING株式会社 実証エリア/東京都港区

# SWING

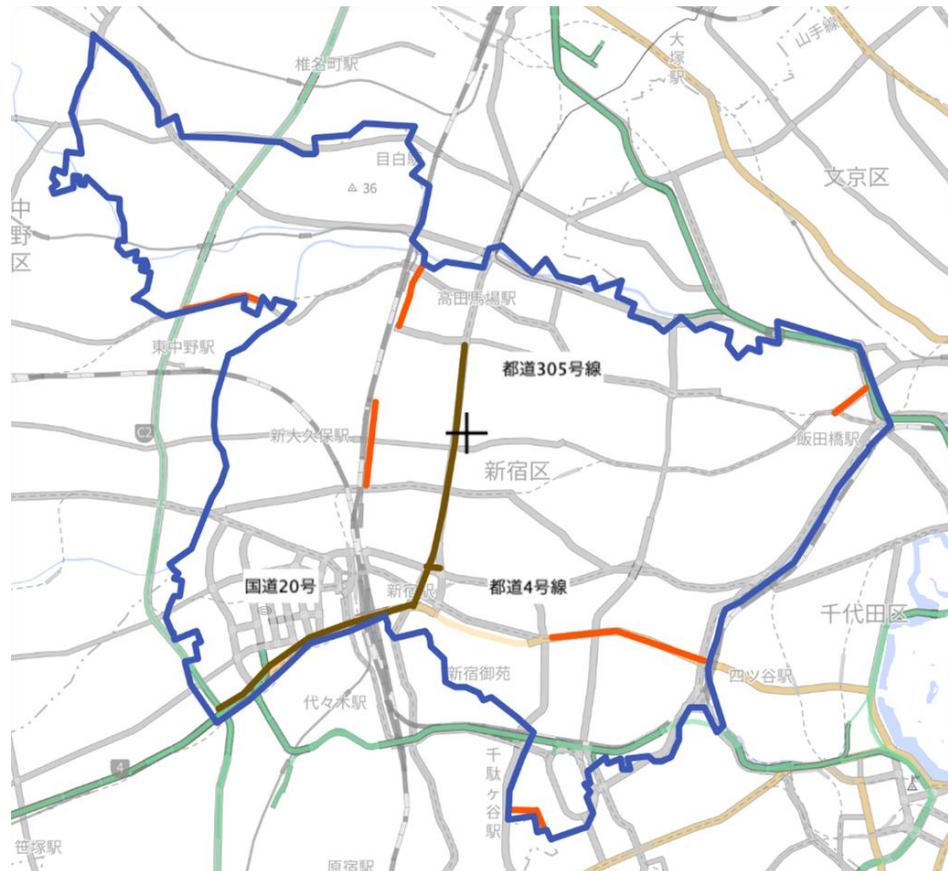


- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯
- 自転車道

|            |                                                                                                                                                                |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特例対象区間外    | 国道15号 港区新橋1丁目1番(都道316号線接続)~港区港南2丁目1番(品川区境)                                                                                                                     |
|            | 都道316号 港区東新橋1丁目5番(中央区境)~港区新橋1丁目1番(国道15号線接続)                                                                                                                    |
| 国道246号     | 渋谷区境~千代田区境<br>区間中の普通自転車専用通行帯は特例対象外<br>・港区南青山3丁目1番3号先~港区南青山3丁目11番13号先<br>・港区北青山3丁目5番22号先~港区北青山3丁目3番10号先                                                         |
| 普通自転車専用通行帯 | 国道1号 港区東麻布1丁目26番5号先~港区麻布台2丁目3番7号先                                                                                                                              |
|            | 国道246号 港区南青山3丁目1番3号先~港区南青山3丁目11番13号先<br>港区北青山3丁目5番22号先~港区北青山3丁目3番10号先                                                                                          |
|            | 国道357号 港区台場2丁目4番8号先~港区台場2丁目3番1号先                                                                                                                               |
|            | 区市町村道 港区芝浦3丁目18番17号先~港区芝浦4丁目22番1号先<br>港区港南4丁目2番5号先~港区港南4丁目2番36号先<br>港区芝浦4丁目2番25号先~港区芝浦4丁目2番8号先<br>港区港南3丁目4番先北西角~港区港南3丁目6番21号先<br>港区海岸1丁目13番19号先~港区海岸1丁目14番17号先 |
|            | 一般都道 港区港南1丁目5番先南西角~港区港南3丁目8番1号先                                                                                                                                |
|            | 臨港道路 港区台場2丁目3番1号先~江東区境<br>港区台場1丁目4番先~港区台場1丁目4番先<br>港区台場1丁目5番1号先~港区台場1丁目5番2号先                                                                                   |
|            | 港湾道 港区台場1丁目9番先南西角~港区台場1丁目4番先東角<br>港区台場1丁目7番1号先~港区台場2丁目4番先南西角<br>港区台場2丁目4番1号先~港区台場1丁目9番1号先                                                                      |
| 自転車道       | 旧海岸通り 港区港南1丁目41号先 港区港南2丁目11番17号先                                                                                                                               |
|            | 環状2号線 港区西新橋2丁目32番先~港区東新橋1丁目9番先                                                                                                                                 |
|            | 外苑東通り 港区南青山1丁目5番先~港区南青山1丁目23番先<br>臨港道路 東京都港区台場2丁目4番1号先~江東区境                                                                                                    |

# SWING株式会社 実証エリア/東京都新宿区

# SWING



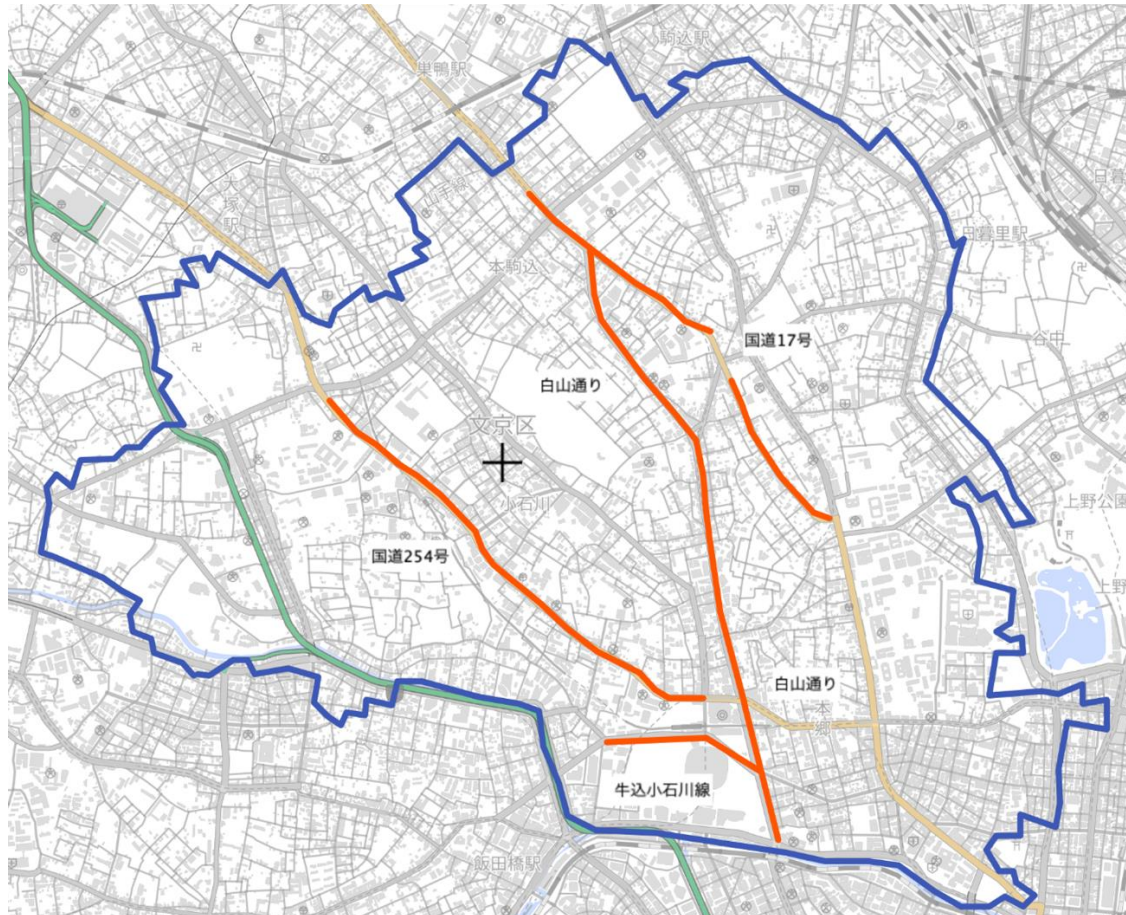
- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯

|            |         |                                                                                                                                                                |
|------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特例対象区間外    | 国道20号線  | 新宿区新宿3丁目1番地（新宿四丁目交差点）～渋谷区境                                                                                                                                     |
|            | 都道4号線   | 新宿区新宿3丁目13番地（都道305号線に接続）～新宿区新宿3丁目11番地（新宿五丁目交差点は特例対象外区間に含まない）                                                                                                   |
|            | 都道305号線 | 新宿区新宿3丁目1番地（新宿四丁目交差点）～新宿区大久保3丁目14番地（諏訪町交差点は特例の対象区域に含むが、新宿四丁目交差点は特例対象外）                                                                                         |
| 普通自転車専用通行帯 | 国道20号線  | 新宿区四谷1丁目2番地4号先～新宿区四谷3丁目5番地5号先<br>新宿区四谷3丁目7番地南西角～新宿区四谷2丁目2番地17号先<br>新宿区四谷3丁目9番地12号先～新宿区四谷3丁目13番地12号先<br>新宿区四谷4丁目9番地12号先～新宿区四谷3丁目11番地2号先                         |
|            | 主要地方道   | 新宿区新小川町1番地14号先～新宿区津久戸町5番1号先                                                                                                                                    |
|            | 区市町村道   | 新宿区霞ヶ丘4番地先南角～新宿区霞ヶ丘町5番地先北西角<br>新宿区百人町1丁目7番地20号先～新宿区百人町1丁目8番地号先<br>新宿区百人町2丁目3番地先～新宿区百人町2丁目3番地先<br>新宿区高田馬場1丁目31番地8号先～新宿区高田馬場1丁目35番地3号先<br>新宿区高田馬場2丁目18番地1号先～豊島区境 |
|            | 早稲田通り   | 新宿区上落合2丁目28番地1号先～新宿区上落合1丁目5番3号先                                                                                                                                |
|            |         |                                                                                                                                                                |



# SWING株式会社 実証エリア/東京都文京区

# SWING

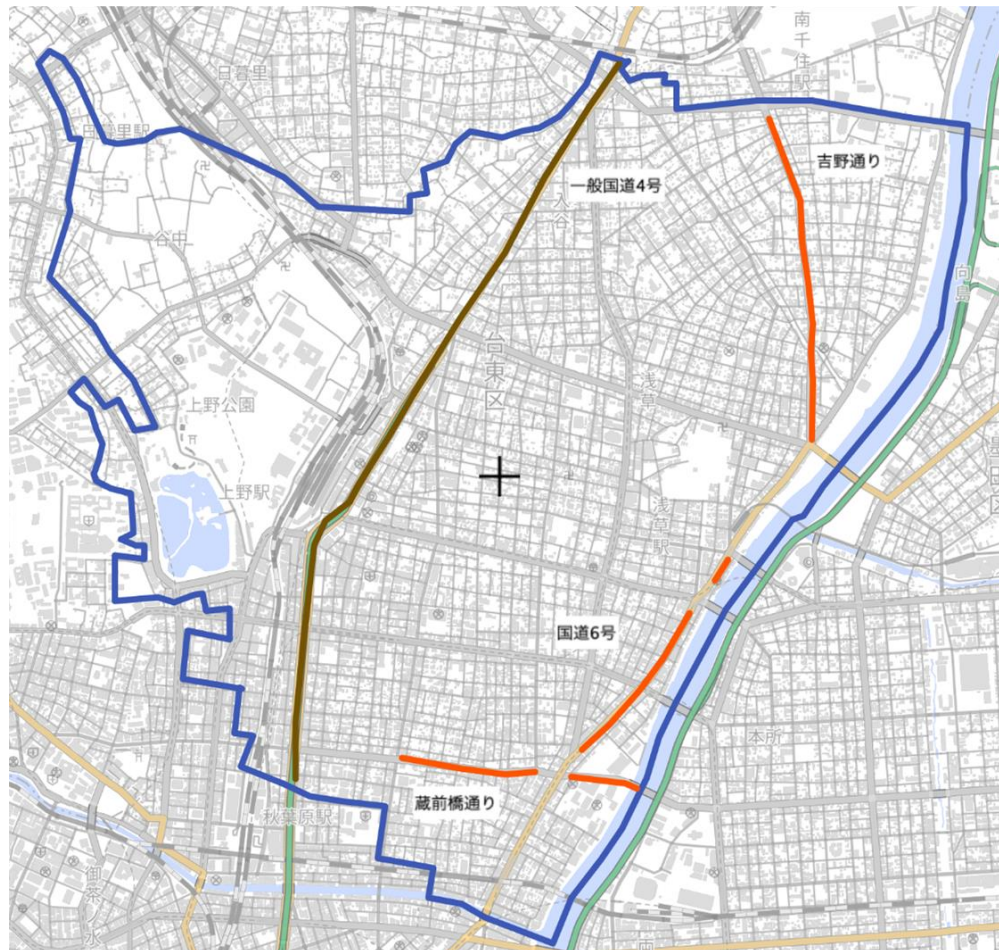


— 実証エリア — 普通自転車専用通行帯

|            |            |                                                                                                    |
|------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 普通自転車専用通行帯 | 国道17号      | 文京区西片2丁目21番8号先～文京区白山1丁目37番9号先<br>文京区白山5丁目29番1号先～文京区千石1丁目29番先交通島<br>文京区本駒込2丁目10番5号先～文京区本駒込2丁目10番4号先 |
|            | 国道17号～白山通り | 文京区後楽1丁目6番31号先～文京区千石4丁目45番15号先                                                                     |
|            | 国道254号     | 文京区春日1丁目15番1号先～文京区大塚2丁目17番7号先                                                                      |
|            | 牛込小石川線     | 文京区後楽1丁目3番61号先～文京区後楽1丁目7番12号先                                                                      |

# SWING株式会社 実証エリア/東京都台東区

# SWING



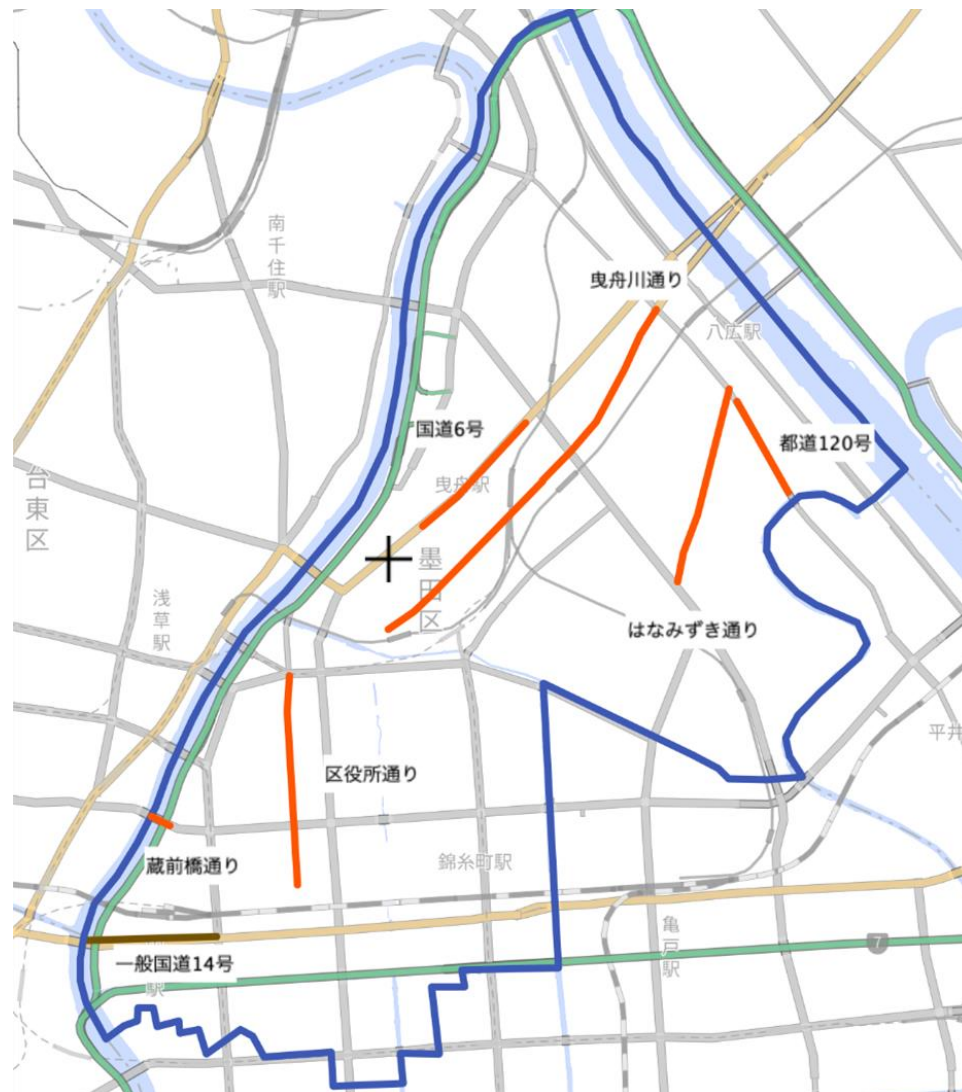
- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯

|            |        |                                                                 |
|------------|--------|-----------------------------------------------------------------|
| 特例対象区間外    | 一般国道4号 | 台東区根岸5丁目24番（荒川区境）～台東区台東1丁目9番（千代田区境）                             |
| 普通自転車専用通行帯 | 吉野通り   | 台東区浅草6丁目1番19号先～台東区日本堤2丁目1番11号先                                  |
|            | 蔵前橋通り  | 台東区蔵前2丁目1番8号先～台東区蔵前2丁目1番先（台東区境）<br>台東区鳥越1丁目8番2号先～台東区鳥越2丁目1番1号先  |
|            | 国道6号   | 台東区蔵前3丁目1番13号先～台東区駒形1丁目7番10号先<br>台東区雷門2丁目19番1号先～台東区雷門2丁目19番12号先 |



# SWING株式会社 実証エリア/東京都墨田区

# SWING



- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯

|            |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特例対象区間外    | 一般国道14号 墨田区両国1丁目11番（中央区境）～墨田区緑3丁目11番（緑3丁目交<br>（京葉道路） 差点は特例対象外区間に含まない）                                                                                                                                                                             |
| 普通自転車専用通行帯 | 都道120号 墨田区東墨田2丁目19番17号先～墨田区東墨田3丁目2番12号先<br>曳舟川通り 墨田区八広5丁目12番13号先～墨田区押上2丁目1番1号先<br>はなみずき通り 墨田区八広2丁目52番17号先～墨田区八広4丁目37番6号先<br>国道6号 墨田区東向島2丁目36番10号先～墨田区向島4丁目2番1号先<br>蔵前橋通り 墨田区横綱2丁目蔵前橋上（中央区境）～墨田区横綱2丁目6番1号先<br>区役所通り 墨田区亀沢2丁目11番16号先～墨田区吾妻橋1丁目6番5号先 |

# SWING株式会社 実証エリア/東京都江東区

# SWING



- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯
- 自転車道

|            |                         |                                                   |
|------------|-------------------------|---------------------------------------------------|
| 特例対象区間外    | 東京浦安線                   | 江東区永代1丁目1番（中央区境）～江東区南砂2丁目38番（日曹橋交差点は特例対象区間に含まれない） |
| 自転車道       | 国道14号（京葉道路）             | 江東区亀戸1丁目41番先～江東区亀戸6丁目58番先                         |
|            | 都道484号線（豊洲有明線）※富士見橋上は除く | 江東区豊洲2丁目3番先～江東区有明1丁目6番先                           |
|            | 臨港道路                    | 江東区青梅1丁目2番先～港区境（お台場中央交差点内）                        |
|            | 都道484号線（環二通り）※有明北橋上は除く  | 江東区豊洲6丁目豊洲大橋上（中央区境）～江東区有明1丁目3番先                   |
| 普通自転車専用通行帯 | 市区町村道                   | 江東区豊洲5丁目3番5号先～江東区豊洲5丁目6番10号先                      |
|            | 臨港道路                    | 江東区青梅1丁目2番先北角～江東区青梅1丁目2番先南角                       |
|            | 国道357号                  | 江東区青梅1丁目2番9号先～江東区青梅1丁目10号先                        |
|            |                         |                                                   |



# SWING株式会社 実証エリア/東京都品川区

# SWING



- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯
- 自転車道

|            |         |                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特例対象区間外    | 国道15号線  | 品川区北品川4丁目7番（港区境）<br>～品川区南大井2丁目12番（大田区境）                                                                                                                                                                                                      |
|            | 都道317号線 | 品川区東品川1丁目39番～品川区東品川2丁目5番                                                                                                                                                                                                                     |
| 普通自転車専用通行帯 | 一般都道    | 品川区西中延1丁目1番10号先～品川区平塚1丁目17番6号先<br>品川区東中延1丁目4番5号先～品川区西中延1丁目2番4号先<br>品川区戸越3丁目9番17号先～品川区戸越4丁目9番11号先<br>品川区戸越5丁目7番5号先～品川区戸越5丁目3番1号先<br>品川区西五反田1丁目1番8号先～品川区西五反田2丁目22番先<br>品川区西五反田7丁目22番17号先～品川区西五反田7丁目13番5号先<br>品川区西五反田2丁目27番9号先～品川区西五反田2丁目19番3号先 |
| 自転車道       | 区市町村同   | 品川区八潮4丁目1番先～品川区八潮4丁目2番先                                                                                                                                                                                                                      |

- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯



|            |        |                               |
|------------|--------|-------------------------------|
| 特例対象区間外    | 国道246号 | 渋谷区境～世田谷区境                    |
|            | 環状7号線  | 目黒区南3丁目15番（大田区境）～世田谷区境        |
| 普通自転車専用通行帯 | 淡島通り   | 目黒区大橋2丁目1番1号先～目黒区大橋2丁目19番38号先 |



# SWING株式会社 実証エリア/東京都世田谷区

# SWING



- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯

|         |                          |                            |
|---------|--------------------------|----------------------------|
| 特例対象区間外 | 国道246号                   | 渋谷区境～世田谷区鎌田1丁目1番（神奈川県境）    |
|         | 環状7号線                    | 世田谷区大原2丁目23番（杉並区境）～目黒区境    |
|         | 環状8号線                    | 世田谷区上北沢5丁目41番～世田谷区野毛1丁目25番 |
|         | 第三京浜入口交差点については特例の対象区域に含む |                            |

|            |       |                                 |
|------------|-------|---------------------------------|
| 普通自転車専用通行帯 | 区市町村道 | 世田谷区桜上水3丁目17番6号先～世田谷区赤堤5丁目2番1号先 |
|            | 淡島通り  | 世田谷区池尻4丁目7番1号先～世田谷区若林2丁目36番6号先  |



- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| 特例対象外区間    | 国道20号 新宿区境～杉並区境                          |
|            | 国道246号 新宿区境～目黒区境                         |
| 普通自転車専用通行帯 | 区市町村道 渋谷区千駄ヶ谷3丁目63番2号先-渋谷区千駄ヶ谷2丁目31番20号先 |
|            | 明治通り 渋谷区広尾1丁目14番15号先-渋谷区広尾1丁目15番3号先      |
|            | 渋谷区広尾1丁目16番先東角-渋谷区東2丁目23番3号先             |
|            | 水道道路 渋谷区本町1丁目55番1号先-渋谷区笹塚2丁目29番先北西角      |



# SIVING



|            |                |                                                                |
|------------|----------------|----------------------------------------------------------------|
| 特例対象区間外    | 東京都道 318号環状7号線 | 中野区丸山2丁目7番(練馬区境)～中野区大和町1丁目68番(杉並区境)                            |
| 普通自転車専用通行帯 | 早稲田通り<br>けやき通り | 中野区東中野3丁目15番14号先～中野区中野5丁目51番1号先<br>中野区中野4丁目9番15号先～中野4丁目11番10号先 |

# SWING株式会社 実証エリア/東京都杉並区

# SWING



- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯

|         |               |                                                         |
|---------|---------------|---------------------------------------------------------|
| 特例対象区間外 | 東京都道318号環状7号線 | 杉並区高円寺北2丁目39番（中野区境）～杉並区和泉1丁目1番（世田谷区境）                   |
|         | 東京都道311号環状8号線 | 杉並区井草3丁目31番（練馬区境）～杉並区上高井戸1丁目3番（世田谷区境）                   |
|         | 国道20号         | 杉並区下高井戸1丁目41番～杉並区方南1丁目1番（渋谷区境）<br>※上北沢交差点は対象区間区間外に含まれない |

|            |       |                                                                          |
|------------|-------|--------------------------------------------------------------------------|
| 普通自転車専用通行帯 | 早稲田通り | 杉並区高円寺北3丁目45番10号先～杉並区阿佐谷北4丁目27番11号先<br>杉並区本天沼2丁目42番17号先～杉並区本天沼1丁目25番17号先 |
|------------|-------|--------------------------------------------------------------------------|



# SWING株式会社 実証エリア/東京都豊島区

# SWING



— 実証エリア — 普通自転車専用通行帯

|            |       |                             |
|------------|-------|-----------------------------|
| 普通自転車専用通行帯 | 区市町村道 | 豊島区高田3丁目14番～豊島区高田3丁目14番29号先 |
|------------|-------|-----------------------------|

# SWING株式会社 実証エリア/東京都北区

# SWING



- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯

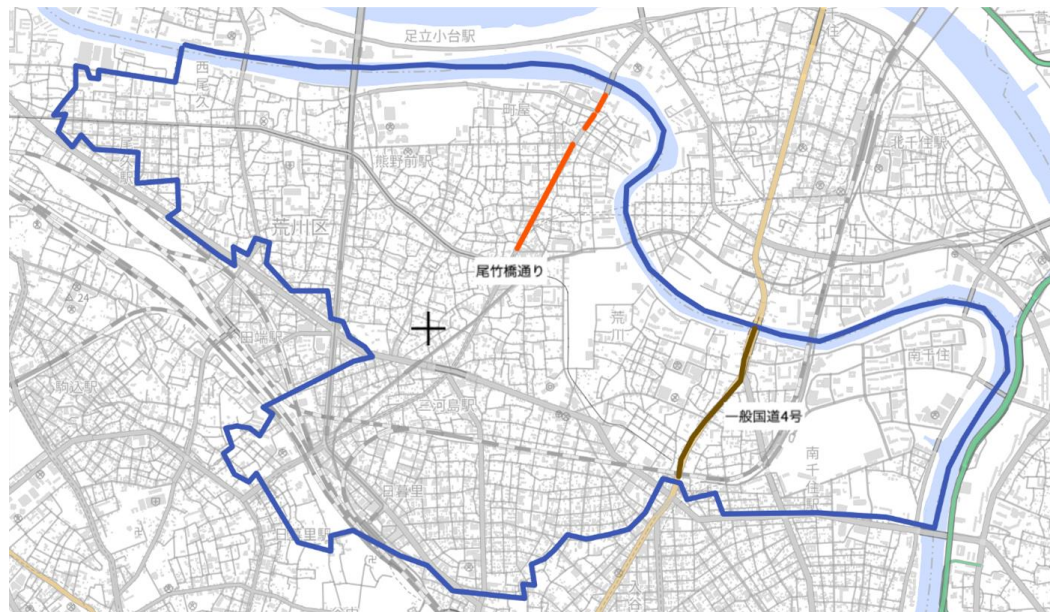
|            |         |                                                          |
|------------|---------|----------------------------------------------------------|
| 特例対象外区間    | 環状7号線   | 北区神谷1丁目7番～北区上十条4丁目21番                                    |
| 普通自転車専用通行帯 | 都道      | 北区西が丘3丁目3番9号先～北区赤羽西6丁目15番21号先                            |
|            | 赤羽西口本通り | 北区赤羽西1丁目4番先北西角～北区赤羽西2丁目2番3号先                             |
|            | 明治通り    | 北区王子1丁目22番15号先～北区豊島2丁目8番8号先<br>北区豊島2丁目9番6号先～北区王子1丁目6番8号先 |
|            | 区市町村道   | 北区赤羽1丁目62番5号先～北区赤羽1丁目16番3号先                              |



# SWING株式会社 実証エリア/東京都荒川区

# SWING

- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯



|            |           |                                                                                       |
|------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 特例対象外区間    | 一般国道4号    | 荒川区南千住7丁目22番～荒川区南千住2丁目1番                                                              |
| 普通自転車専用通行帯 | 尾竹橋通り（都道） | 荒川区町屋7丁目5番13号先～尾竹橋足立区境<br>荒川区町屋7丁目3番4号先～荒川区町屋7丁目1番9号先<br>荒川区町屋2丁目2番17号先～荒川区町屋3丁目2番1号先 |

# SWING株式会社 実証エリア/東京都板橋区

# SWING

- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯

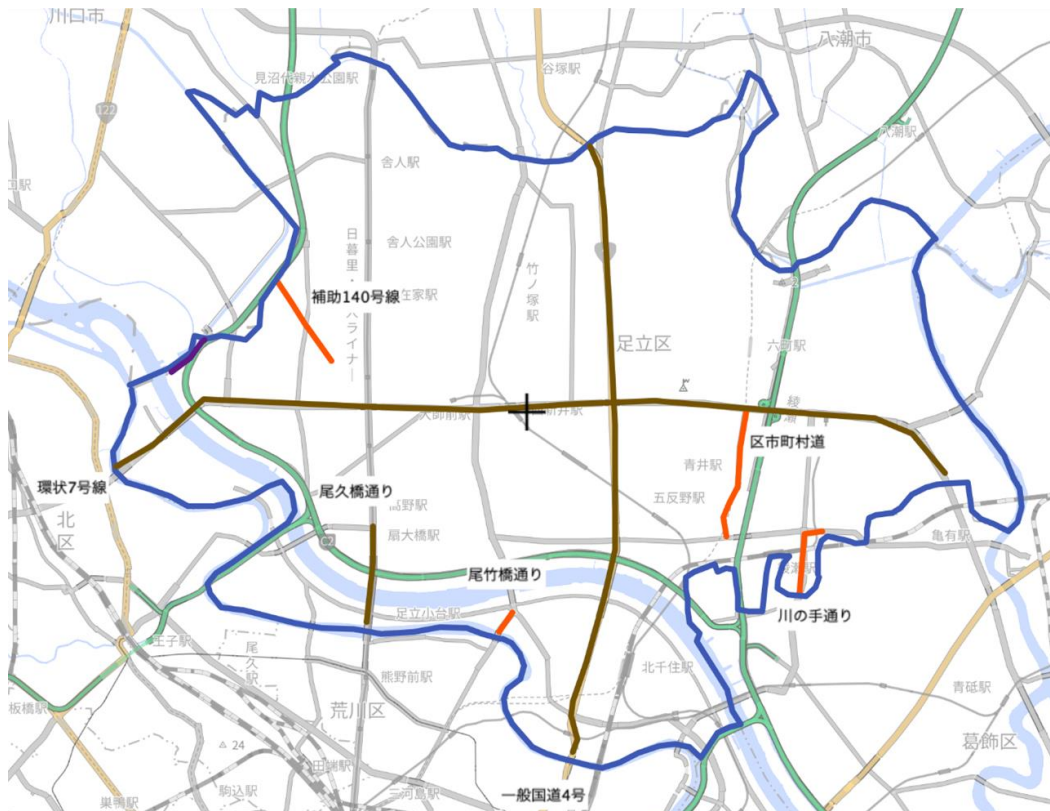


|            |            |                                                                         |
|------------|------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 特例対象外区間    | 一般国道17号    | 板橋区舟渡3丁目～板橋区板橋1丁目53番                                                    |
|            | 環状7号線      | 板橋区小茂根4丁目25番～板橋区清水町1番                                                   |
|            | 山手通り       | 板橋区南町14番～板橋区氷川町7番                                                       |
| 普通自転車専用通行帯 | 高島平三丁目～四丁目 | 板橋区高島平4丁目22番先～板橋区高島平4丁目23番13号先<br>板橋区高島平3丁目10番24号先～板橋区高島平3丁目10番18号先     |
|            | 前野町四丁目     | 板橋区前野町4丁目40番10号先～板橋区前野町4丁目59番先南東角<br>板橋区前野町4丁目25番1号先～板橋区高島平前野町4丁目36番1号先 |
|            |            |                                                                         |
|            |            |                                                                         |

# SWING株式会社 実証エリア/東京都足立区

# SWING

- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯
- 自転車道



|            |                |                                 |
|------------|----------------|---------------------------------|
| 特例対象外区間    | 国道4号           | 足立区千住橋戸町69番～足立区西保木間4丁目14番       |
|            | 環状7号線          | 足立区新田2丁目1番～足立区中川4丁目33番          |
|            | 尾久橋通り          | 足立区小台1丁目19番～足立区扇2丁目26番          |
| 普通自転車専用通行帯 | 尾竹橋通り          | 足立区千住桜木2丁目5番1号先～尾竹橋荒川区境         |
|            | (区市町村道)        | 足立区綾瀬3丁目12番15号先～足立区東綾瀬1丁目8番先北東角 |
|            | 川の手通り (都道314号) | 足立区綾瀬2丁目2番先～足立区綾瀬3丁目13番11号先     |
|            | おしべ通り (区市町村道)  | 足立区鹿浜7丁目11番1号先～足立区加賀2丁目19番15号先  |
|            | 補助140号線 (都道)   | 足立区西綾瀬4丁目6番先南西角～足立区青井5丁目12番46号先 |
| 自転車道       | 芝川自転車道         | 東京都足立区鹿浜～埼玉県さいたま市大宮区堀の内町        |



# SWING株式会社 実証エリア/東京都江戸川区

# SWING



— 実証エリア
 — 特例対象外区間
 — 普通自転車専用通行帯

|         |          |                           |
|---------|----------|---------------------------|
| 特例対象区間外 | 一般国道14号  | 江戸川区大杉3丁目1番～江戸川区篠崎町2丁目60番 |
|         | 一般国道357号 | 江戸川区臨海町1丁目1番～江戸川区堀江町      |

|            |             |                                                                                                                                                                                                             |
|------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 普通自転車専用通行帯 | 葛西中央通り      | 江戸川区臨海町3丁目1番先北西角～江戸川区臨海町4丁目1番1号先<br>江戸川区中葛西1丁目17番7号先～江戸川区中葛西6丁目2番1号先                                                                                                                                        |
|            | 左近通り        | 江戸川区臨海町1丁目5番先～江戸川区東葛西8丁目29番先南東角                                                                                                                                                                             |
|            | 国道14号（千葉街道） | 江戸川区南小岩4丁目10番12号先～江戸川区南小岩4丁目9番11号先<br>江戸川区松本1丁目36番1号先～江戸川区松本1丁目34番5号先                                                                                                                                       |
|            | 堀江並木通り      | 江戸川区中葛西8丁目9番11号先～江戸川区中葛西8丁目7番17号先<br>江戸川区中葛西8丁目6番先北西角～江戸川区中葛西8丁目1番1号先                                                                                                                                       |
|            | 虹の広場通り      | 江戸川区西葛西5丁目8番14号先～江戸川区西葛西5丁目1番1号先<br>江戸川区西葛西6丁目13番7号先～江戸川区西葛西6丁目12番1号先                                                                                                                                       |
|            | 新田仲町通り      | 江戸川区西葛西4丁目1番先北西角～江戸川区西葛西4丁目2番31号先                                                                                                                                                                           |
|            | 船堀街道（都道）    | 江戸川区松江1丁目7番8号先～江戸川区松江1丁目2番3号先<br>江戸川区松江3丁目11番3号先～江戸川区松江3丁目9番1号先<br>江戸川区松江3丁目7番10号先～江戸川区松江3丁目5番22号先<br>江戸川区松江3丁目2番先北西角～江戸川区松江3丁目1番8号先<br>江戸川区船堀3丁目1番1号先～江戸川区西葛西1丁目14番先南西角<br>江戸川区西葛西3丁目3番3号先～江戸川区西葛西6丁目1番1号先 |
|            | 区市町村道       | 江戸川区中央1丁目9番1号先～江戸川区中央2丁目7番先南東角<br>江戸川区中央2丁目32番1号先～江戸川区中央2丁目35番18号先                                                                                                                                          |

## 様式第三十七（第13条関係）

### 変更後の認定新事業活動計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日

令和5年5月19日

2. 変更後の認定新事業活動実施者名

株式会社アド近鉄

3. 変更後の認定新事業活動計画の目標

本事業活動では、ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。

- 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行う
- 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進
- 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立

4. 変更後の認定新事業活動計画の内容

（1）新事業活動に係る事業の内容

下記（2）に記載するエリアにおいて、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立をする。

（2）新事業活動を行う場所の住所

奈良県奈良市の一部

（3）規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1）、2）、3）をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。

- 1）貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- 2）貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
- 3）当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

（一定の基準の内容）

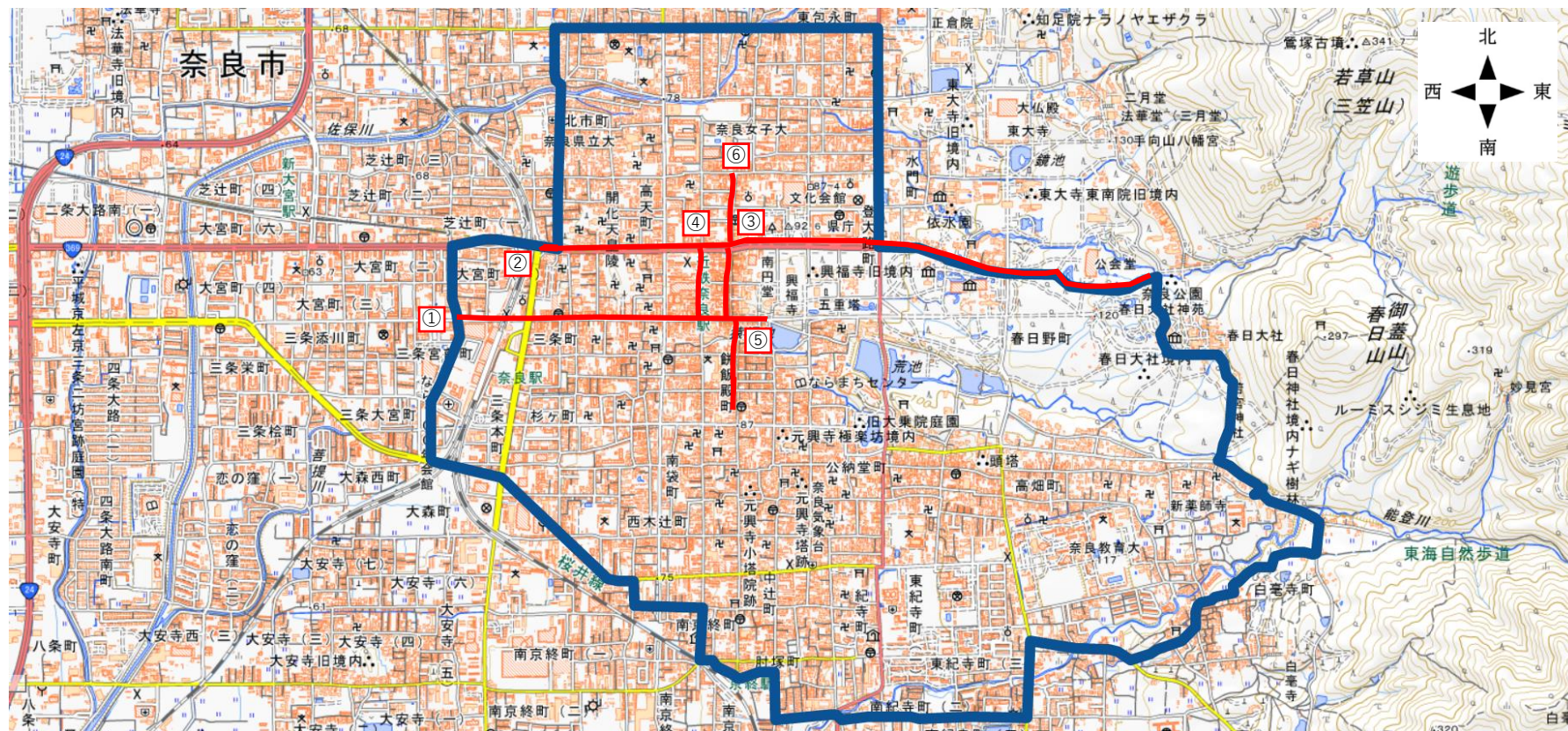
ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

（ア）長さ 140センチメートル

- (イ) 幅 80センチメートル
- (ウ) 高さ 140センチメートル
- イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。
  - (ア) 原動機として、電動機を用いること。
  - (イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
  - (ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 変更後の新事業活動の開始時期及び終了時期  
令和4年7月～令和5年6月





青枠：実証エリア（普通自転車専用通行帯無し、自転車道無し）

出展：国土地理院ウェブサイト（[www.gsi.go.jp](http://www.gsi.go.jp)）  
地理院データをもとに弊社作成

赤線：特例対象外エリア

- ①三条通り：  
【西側】三条本町交差点（奈良市三条本町8番1号）～【東側】猿沢池入口（奈良市樽井町1番地）
- ②大宮通り：  
【西側】油阪交差点（奈良市油阪町1番地の1）～【東側】春日大社入口（奈良市春日野町160番地）
- ③東向商店街：  
【北側】東向交差点（奈良市東向中町27番地の1）～【南側】三条通り（奈良市橋本町15番地1）
- ④小西さくら通り：  
【北側】中筋町交差点（奈良市東向中町27番地の1）～【南側】三条通り（奈良市角振町24番地の4）
- ⑤餅飯殿センター街・下御門商店街：  
【北側】三条通り（奈良市橋本町6番地）～【南側】ならまち大通り（奈良市下御門町43番地）
- ⑥東向北商店街・花芝商店街：  
【北側】鍋屋町商店街（奈良市花芝町14番地）～【南側】東向交差点（奈良市東向中町30番地の1）

## 様式第三十七（第13条関係）

### 変更後の認定新事業活動計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日

令和5年5月19日

2. 変更後の認定新事業活動実施者名

BEAM MOBILITY JAPAN株式会社

3. 変更後の認定新事業活動計画の目標

ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。

- 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討
- 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の推進
- 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立

4. 変更後の認定新事業活動計画の内容

（1）新事業活動に係る事業の内容

下記（2）に記載するエリアにおいて、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立、エリア内の回遊性の向上のデータ収集を行う。

（2）新事業活動を行う場所の住所

新潟県新潟市中央区、新潟県南魚沼市、京都府京都市、大阪府大阪市、沖縄県那覇市

（3）規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1）、2）、3）をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。

- 1）貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- 2）貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
- 3）当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

（一定の基準の内容）

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

（ア） 長さ 140センチメートル

（イ） 幅 80センチメートル

（ウ） 高さ 140センチメートル

イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

- (ア) 原動機として、電動機を用いること。
- (イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
- (ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 変更後の新事業活動の開始時期及び終了時期  
令和4年7月～令和5年6月



## 新潟県新潟市中央区

### ・ 青枠：実証エリア

### ・ 赤線：特例対象外区間

- ①国道7号新潟バイパス（新潟市中央区紫竹山3）のみ
- ②国道7号（新潟市中央区紫竹山3～栗ノ木橋交差点）
- ③県道新潟港沼垂線（栗ノ木橋交差点～万国橋交差点）
- ④国道8号線新潟バイパス（新潟市中央区紫竹山3～新潟市中央区美咲町2-4）
- ⑤国道49号亀田バイパス（新潟市中央区紫竹山3～新潟市中央区亀田早通）
- ⑥国道7号・国道116（新潟市中央区上大川前通六番町鏡橋交差点～新潟市中央区寄居町日銀前交差点）
- ⑦古町モール7 古町通七番町952番地（古町交差点）～古町通七番町1006番地1（古町新堀交差点）
- ⑧古町モール6 古町通六番町991番地（榎谷小路交差点）～古町通六番町974番の1（古町新津屋小路交差点）
- ⑨古町モール5 古町通五番町630番地（古町鍛冶小路交差点）～古町通五番町606番地（古町新津屋小路交差点）
- ⑩本町モール6 本町通六番町1141番の1（本町交差点）～本町通五番町1115番地（本町新津屋小路交差点）

### ・ 緑線：普通自転車専用通行帯

- ・ 南万代町14-22 第一八千代ビル前交差点～水島町4-17 興和ビル前交差点
- ・ 春日町100-5 鉄道建設株式会社北陸支店前～南万代町1031番地-20 黒井地所専用駐車場前（北側）

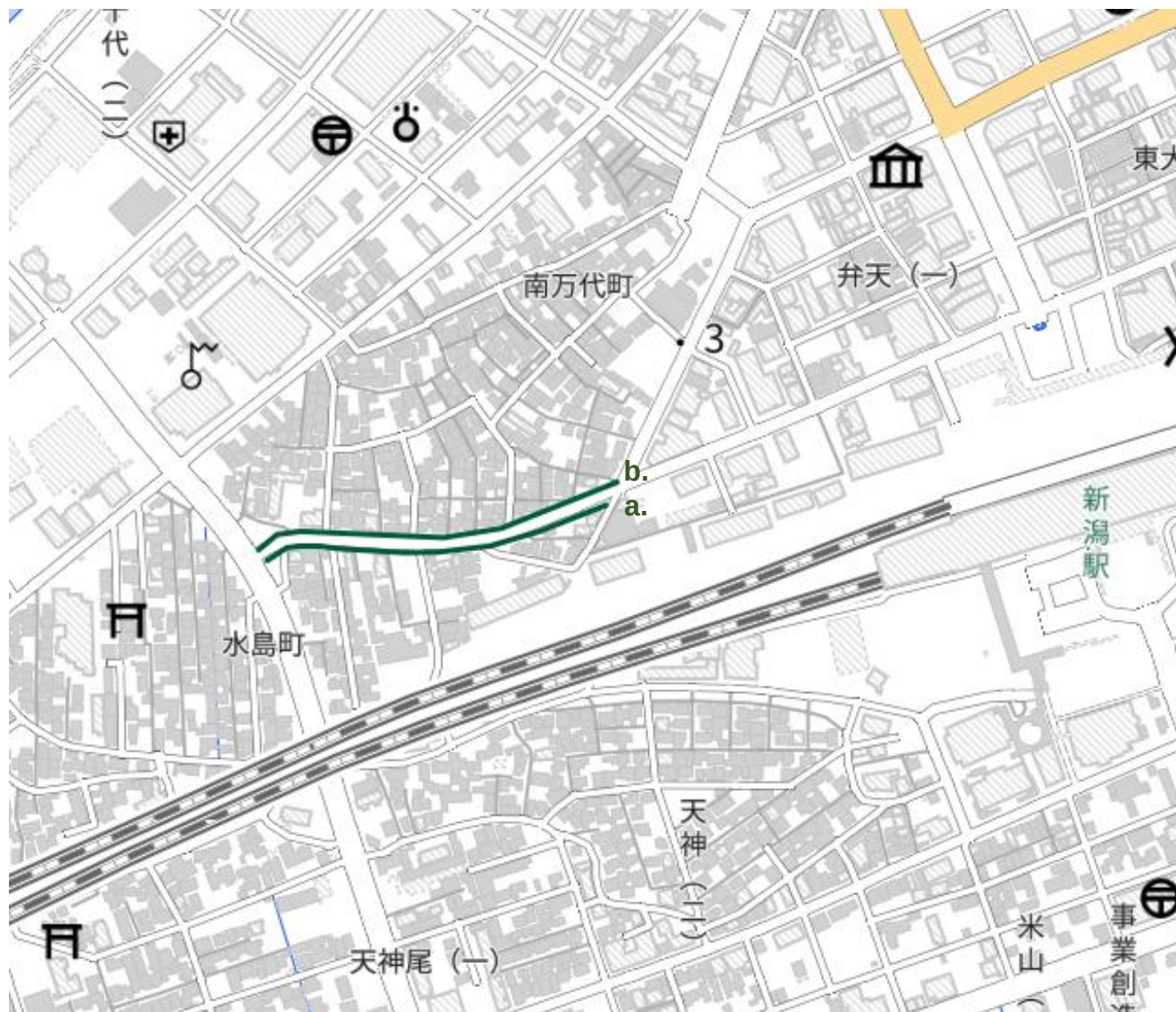
※2023/2/16 現在 今後変更の可能性あり



# 普通自転車専用通行帯の拡大図

BEAM MOBILITY JAPAN 株式会社

実証エリア：新潟県新潟市中央区



・ 緑線：普通自転車専用通行帯

a. 南万代町14-22 第一八千代ビル前交差点～水島町4-17 興和ビル前交差点

b. 春日町100-5 鉄道建設株式会社北陸支店前 ～ 南万代町1031番地-20 黒井地所専用駐車場前（北側）

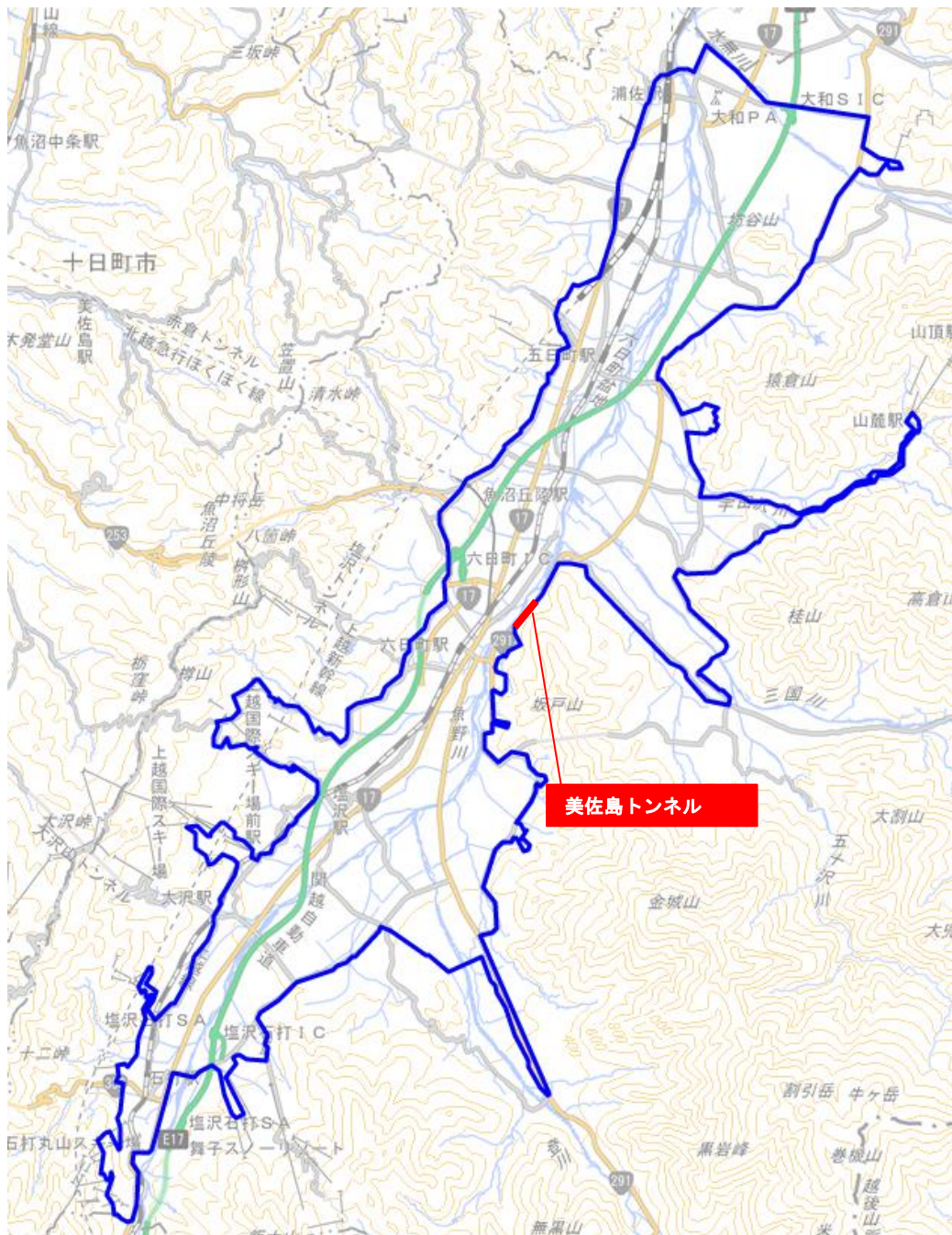


実証エリア：新潟県南魚沼市

**青枠：実証エリア**

**特例対象外区間：美佐島トンネル**

**自転車道：対象なし**



※2022/6/17 現在 今後変更の可能性あり



## 京都府京都市の一部

- 青枠：実証エリア

- 赤線：特例対象外区間

国道1号線 京都・大津市境～伏見区・久御山町境

国道9号線 京都市下京区堀川通五条～西京区大枝中塚原町（国道沓掛口交差点）

京都広河原美山線 中京区池元町（府道37号交差点）～下京区泉水町（国道1号交差点）

油小路通 第二京阪道路城南宮北出入口～新城南宮道

- 緑色：普通自転車専用通行帯

1. 洛北第二経14号線、洛北第二緯9号線～上高野幡枝線

2. 東一条通: 鞠小路通～川端通

3. 新町通: 下長者町通～下立売通

4. 押小路通: 猪熊通～美福通

5. 仁和寺街道: 西大路通～佐井通

6. 新町通: 七条通～塩小路通

7. 西洞院通: 東寺道～十条通

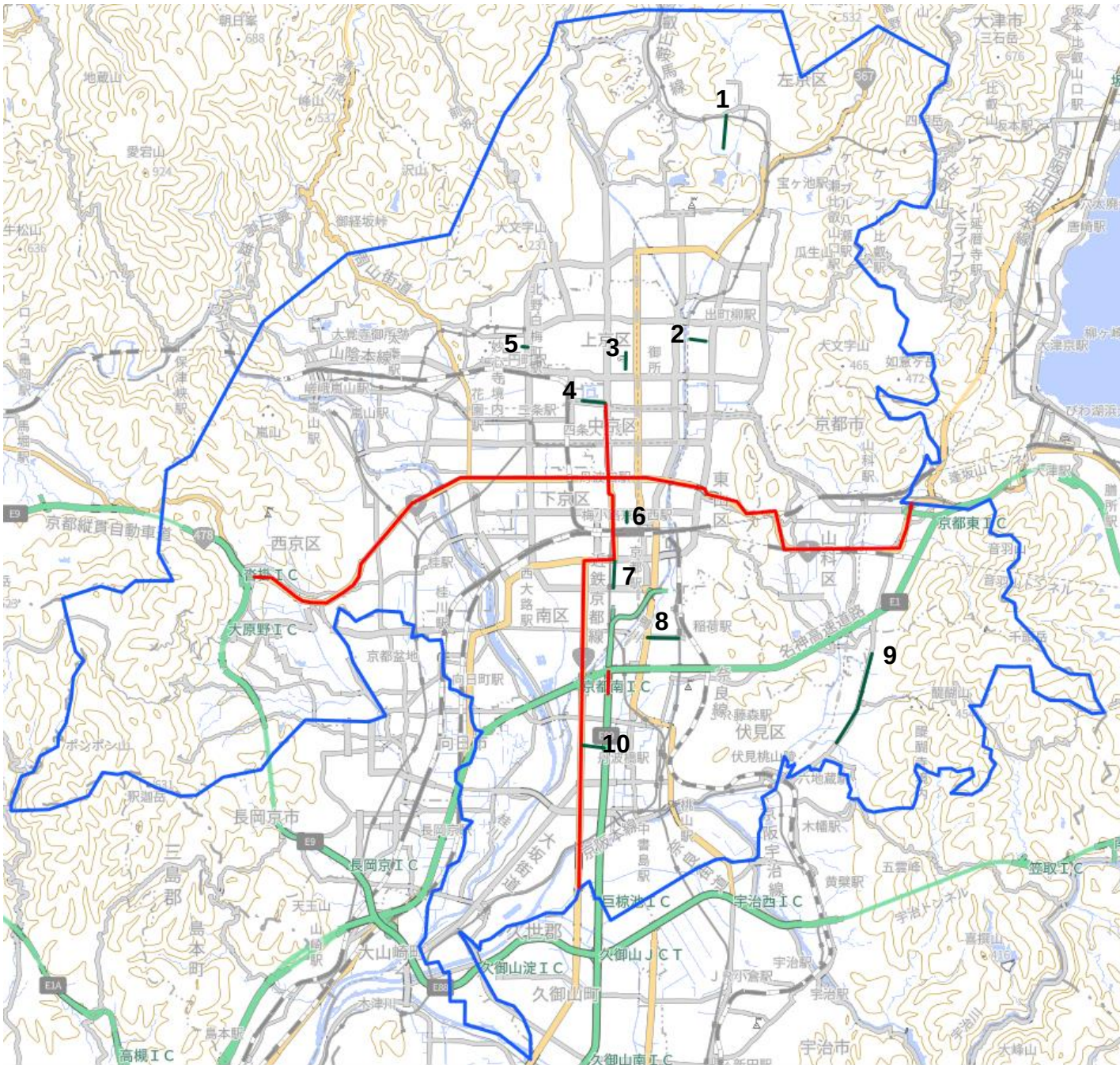
8. 中山稻荷線 師団街道～国道24号

9. 府道大津宇治線: 醍醐京道町～醍醐合場川

10. 毛利橋通: 油小路通～国道1号府道

出典：国土地理院ウェブサイトよりBeam Mobility Japan（株）にて加工作成

※2023/3/30 現在 今後変更の可能性あり

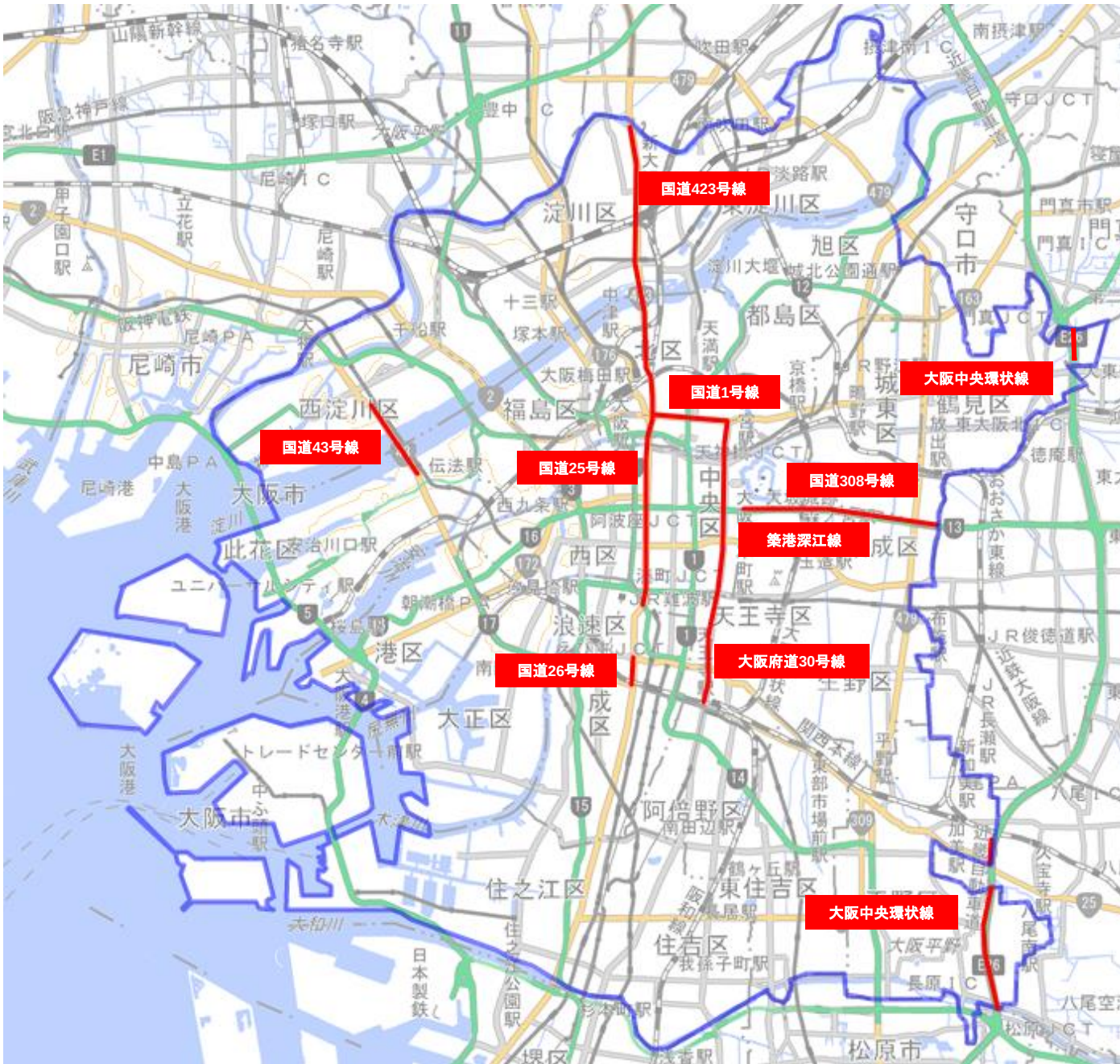




**青枠：実証エリア**

**赤線：特例対象外区間**

- 国道423号：吹田市境～国道25号線に接続
- 国道25号：国道423号に接続～難波5丁目（難波西口交差は特例の対象区域に含む）
- 国道26号：浪速区戎本町1丁目（大国交差は特例の対象区域に含む）～西成区花園北1丁目（花園北交差は特例の対象区域に含む）
- 国道43号：新伝法大橋の高架部分
- 国道1号：北区曽根崎2丁目（梅田新町交差点は特例の対象区域に含む）～北区東天満2丁目（東天満交差点は特例の対象区域に含まない）
- 大阪府道30号線：北区東天満2丁目（東天満交差は特例の対象区域に含まない）～阿倍野区阿倍野筋1丁目（近鉄前交差点は特例の対象区域に含む）
- 築港深江線：中央区馬場町3番（法円坂交差は特例の対象区域に含む）～国道308号に接続
- 国道308号：東大阪市境～築港深江線に接続
- 大阪中央環状線：鶴見区茨田大宮1丁目～鶴見区安田2丁目、平野区加美東7丁目～平野区加美南5丁目、平野区長吉出戸3丁目～平野区長吉川辺2丁目



出典：国土地理院ウェブサイトよりBeam Mobility Japan（株）にて加工作成

※2022/6/17 現在 今後変更の可能性あり



## 沖縄県那覇市

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

①一般国道331号

那覇市旭町114（明治橋交差点・高架道路を含む）～那覇市具志3丁目40（豊見城市境）

②一般国道332号・県道231号線

那覇市奥武山52付近～那覇市安次嶺14（安次嶺交差点）

③一般国道329号

那覇市鏡原37（とよみ交差点）～那覇市壺川3丁目（モノレール壺川駅付近までの高架道路）

④一般国道330号

那覇市末吉町3丁目（浦添市境）～那覇市安里365

那覇市安里358～那覇市安里388（安里駅前交差点）までの高架道路

那覇市古波蔵2丁目4付近～那覇市古波蔵3丁目2までの高架道路

⑤一般国道58号

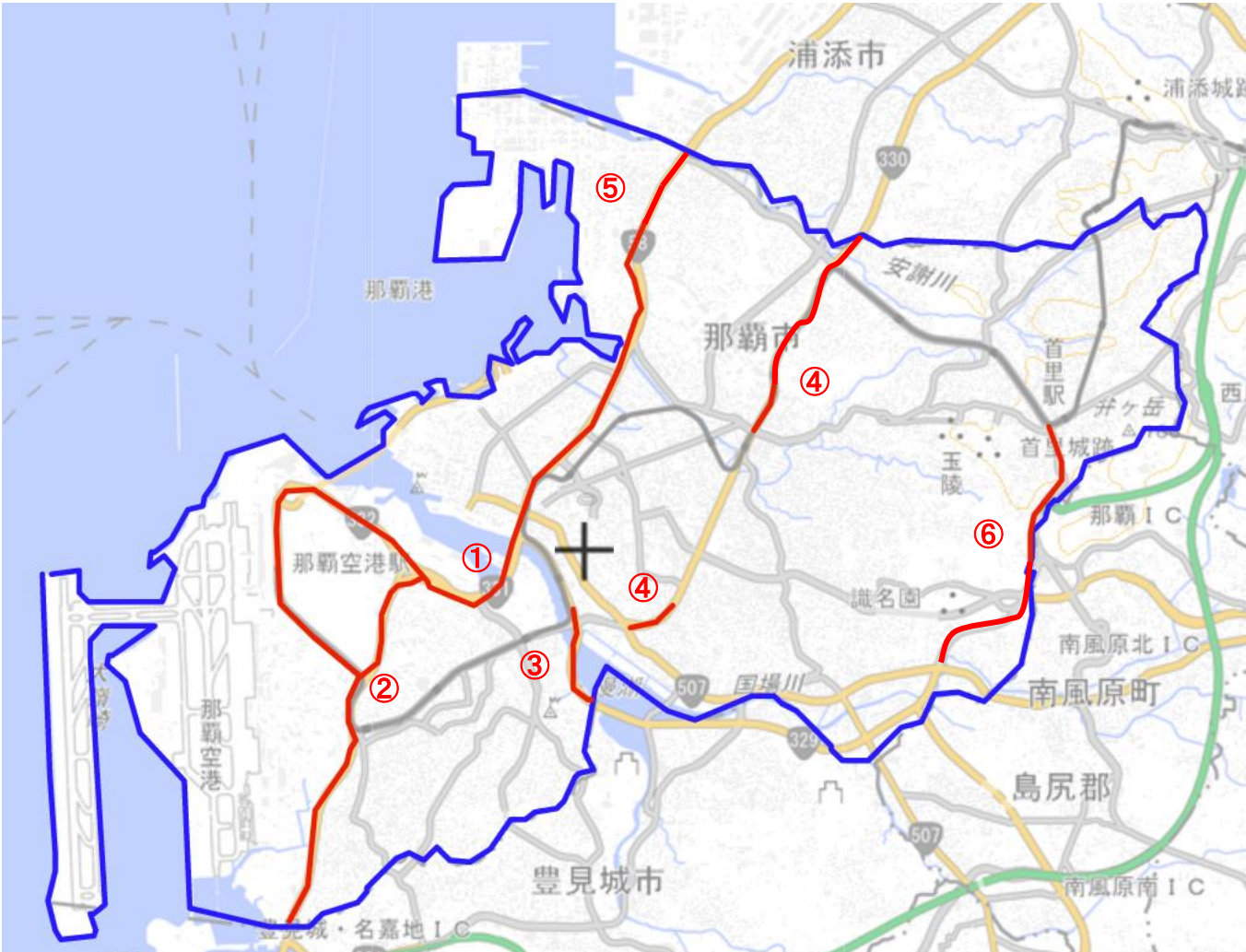
那覇市旭町114（明治橋交差点）～那覇市曙3丁目1（浦添市境）

⑥一般国道82号

那覇市首里鳥堀町1丁目（鳥堀交差点）～那覇市上間196（上間交差点）

普通自転車専用通行帯：対象無し

自転車道：対象無し





## 様式第三十七（第13条関係）

### 変更後の認定新事業活動計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日  
令和5年5月19日
2. 変更後の認定新事業活動実施者名  
Y´S商会
3. 変更後の認定新事業活動計画の目標  
ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。
  - 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行う
  - 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の推進
  - 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立を行う。
  - 沖縄県内 事業者へ実験内容の認知とシェアリング 事業の認知度の向上。
  - 沖縄県民や観光客等の新たな移動手段として適切かの検討
4. 変更後の認定新事業活動計画の内容
  - (1) 新事業活動に係る事業の内容  
下記(2)に記載するエリア内で、利用者に対して、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。
  - (2) 新事業活動を行う場所の住所  
名護市、豊見城市の一部、今帰仁村、本部町の一部
  - (3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容  
新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1)、2)、3)をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。
    - 1) 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
    - 2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
    - 3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。(一定の基準の内容)
    - ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。
      - (イ) 長さ 140センチメートル
      - (イ) 幅 80センチメートル
      - (ウ) 高さ 140センチメートル
    - イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。
      - (ア) 原動機として、電動機を用いること。
      - (イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
      - (ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 変更後の新事業活動の開始時期及び終了時期  
令和4年7月～令和5年6月



新事業活動の実施区域図  
沖縄県名護市

Y'S商会



|    |         |                 |    |
|----|---------|-----------------|----|
| 青枠 | 実証エリア   | 普通自転車専用通行帯・自転車道 | 無し |
| 赤線 | 特例対象外区間 |                 | 無し |

出典：地図マピオン(www.mapion.co.jp)、データをもとに弊社作成

新事業活動の実施区域図  
沖縄県豊見城市

Y'S商会



|    |         |                                                                                  |
|----|---------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 青枠 | 実証エリア   | 普通自転車専用通行帯・自転車道 無し                                                               |
| 赤線 | 特例対象外区間 | 国道331号<br>豊見城市瀬長80-1～豊見城市豊崎1-875<br>(高架部分含む)<br><br>とよみ大橋(高架部分)<br><br>爬龍橋(高架部分) |

出典: 地図マピオン(www.mapion.co.jp)、データをもとに弊社作成

Y'S商会



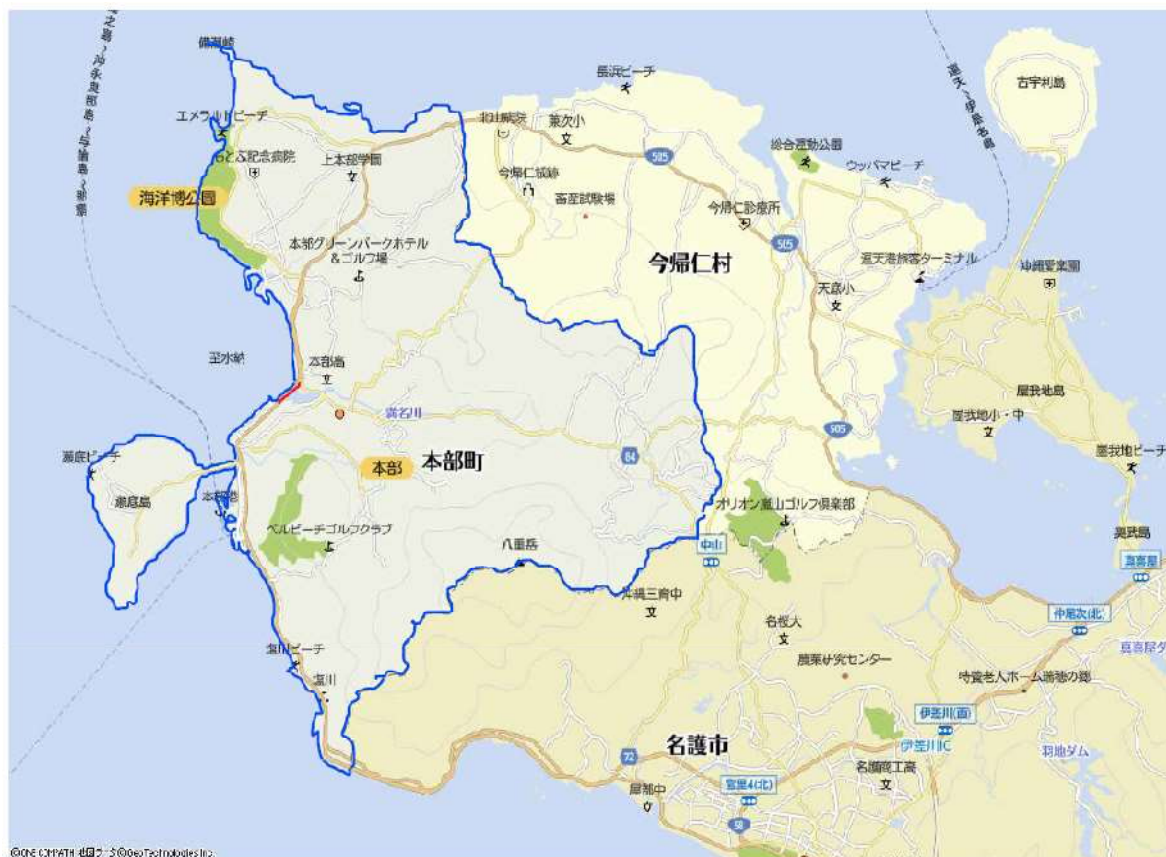
|    |         |                 |    |
|----|---------|-----------------|----|
| 青枠 | 実証エリア   | 普通自転車専用通行帯・自転車道 | 無し |
| 赤線 | 特例対象外区間 | 無し              |    |

出典：地図マピオン(www.mapion.co.jp)、データをもとに弊社作成



新事業活動の実施区域図  
**沖縄県本部町**

Y'S商会



|    |         |                    |
|----|---------|--------------------|
| 青枠 | 実証エリア   | 普通自転車専用通行帯・自転車道 無し |
| 赤線 | 特例対象外区間 | 本部大橋（高架部分）         |

出典：地図マピオン(www.mapion.co.jp)、データをもとに弊社作成